

## 「社会主義経済と国家」にかんする覚書（中の2）

——「経済的メカニズム論」とのかかわりで——

芦 田 文 夫

- 1 はじめに
- 2 「生産の社会化」論と国家
- 3 「経済的メカニズム」論と国家（以上、第31巻第4号）
- 4 「経済的利害」と国家（以上、第33巻第3号）
- 5 「経済的メカニズム」の構造（本号）
- 6 「計画化」機能と国家
- 7 「経済的指導」機能と国家
- 8 「個人的利害（労働と消費）」と国家
- 9 社会主義国家の「普遍性」の乖離

### 5 「経済的メカニズム」の構造

#### 〔1〕「経済的メカニズム」の構造をめぐるソ連での論争

前章では、「経済的欲求」「経済的利害」論にもとづいて「経済的メカニズム」の展開のいわば実体的内容をあきらかにしながら、それらが国家との相互関係において実現されていくメカニズムの基本的な枠組みを整理しておいた。これをうけて、つぎには「経済的メカニズム」そのものの内容の検討にすすんでいくことになるが、本章ではその「経済的メカニズム」の全体的な構造をあつかい、そのなかでのサブシステムやエレメントといわれるものの内容についてはそれぞれ個別的に6・7・8章でとりあげることにする。

さて、「経済的メカニズム」については、すでに3章において、とりあえず

はアバルキンにしたがい、「生産力」—「生産関係 a）」（「組織的経済的關係」「技術的経済的關係」「労働的技術的關係」などと呼ばれるもの）—「生産関係 b）」（所有関係を軸とする狭義の生産関係といわれるもの）の相互関係のうえにたつて、それらが人々の意識的活動をつうじて現象し実現されていく具体的形態がうみだす諸関係として、そのような意味で生産関係の体系を構造の面と機能の面から具体化したものとして、定義づけをあたえておいた。<sup>1)</sup>その後、ソ連では、1978年から79年にかけて、『経済科学』誌上で「経済的メカニズム」をめぐる論争が活発にくりひろげられ、また、これらと平行して多くの論文や著作がだされている。それらは、イ)「経済的メカニズム」概念の内容にかかわるもの、ロ)「経済的メカニズム」の構造にかかわるもの、ハ)「経済的メカニズム」の改善の具体的方策にかかわるもの、などに大別されうるのであろうが、ここでは、ロ)のテーマを中心にして、それとのつながりで必要なかぎりイ)のテーマにもふれることにし、ハ)のテーマについてはあとの諸章にゆずることにしたい。

はじめに、論争の概況をつたえてくれる『経済科学』誌編集部の中間的な総括論文(1979年10号)によって、論点のありかをたしかめておくことにしよう。  
——ここでは、1)「経済的メカニズム」という用語が理論的にも実践的にも広く使われるようになったのは比較的最近のことであり、その内容についてまだ十分な見解の統一がないことが認められている。ともかく、多くの論争の参加者がほぼ一致したのは、「経済的メカニズム」というのは、経済運営、社会的生産の組織と規制、生産に対する意識的働きかけの形態と方法の総体である、ということであった。2) しかしながら、このことと関連して、次のような諸問題が論議されていった。ひとつは、「経済的メカニズム」における客観的なものと主体的なものとの相互関係の問題である。一般に、「経済的メカニズム」が、上述のような意識的にかたちづくられるものの総体であると同時に、その客観的基礎をもつものである、ということは認められている。しかし、その相互関係の具体的な内容はとなると、意見がわかる。問題提起者の一人、ブーニッチは、つづいてみるように、「意識の外で客観的に存在する経済的メカニズム」と「人間によってつくりだされる経済的メカニズム」とを2つにわけた。

だが、これはあまり支持をうけず、多数説は、「経済的メカニズム」は1つのものであって、それが客観的なものと主体的なものという2つの側面をもつ、と考えるべきであるということであった。そして、論議の結果として、「経済的メカニズム」は、厳格に客観的に条件づけられ強固な客観的な基礎をもつが、同時に人々の意識的な作用の結果として形成され改善される、ということが認められたとされる。3) もうひとつは、「経済的メカニズム」と生産関係・経済法則との連関の問題である。しばしば、「経済的メカニズム」が生産関係のシステムと異なるものとしてあつかわれているが、「経済的メカニズム」に包摂される経済的諸関係の層あるいは面を分析しなければならない。しかし、「経済的メカニズム」の固有の内容と生産関係のシステムとの相互関係の分析となると、意見がわかる。もう一人の問題提起者、アバルキンは、つづいてみるように、生産関係を2つのサブ・システム——「取得の方法を表現する関係(所有関係)」と「経済運営、経済の機能化の方法を性格づける関係」——にわけ、「経済的メカニズム」は後者にかかわるものとした。だが、これはあまり支持をうけず、多数説は、このようにしてしまうと「経済的メカニズム」の内容が貧弱なものになってしまう、そのなかには生産関係のすべてがふくまれるが、ただそれらの一定の面、つまり具体的な経済的連関・形態の領域に位する面だけを包摂する、「経済的メカニズム」の基礎には生産関係のシステムがよこたわるが、「経済的メカニズム」は生産関係のシステムが実現され、生産関係の本質的側面が経済的生活の組織の具体的な形態に転化される複雑な過程を表現する、と考えるべきであるということであった。4) 土台—上部構造のシステムにおける「経済的メカニズム」の位置の問題である。多くのものは、「経済的メカニズム」が土台と上部構造の接点に位するような広い社会的関係、すなわち上部構造的関係を包摂することを認めた。しかしながら、上部構造のどのようなエレメントが、そのどのような性質として、「経済的メカニズム」にふくまれるのかという問題は残されたままであった。5) 「経済的メカニズム」の構造にかんしては、多くの観点が述べられたが、それらは相互に排除しあうものではなく、構造的区分の基礎にどのような原則、標識をおくかによる。

機能的アプローチ（管理、計画化、経済的刺激などの区分）もあれば、組織的アプローチもある。これと関連して、「経済的メカニズム」と管理との相互関係も論議になり、ブーニッチは両者を等置したが、多くのものは管理は「経済的メカニズム」のエレメントの一つにすぎないという立場をとった。この他に、以上の編集部総括論文ではとりあげられていないが、生産力—生産関係の接点に位するような関係と「経済的メカニズム」はどのようにかかわるのかという問題を含めると、論争でだされてきた主要な論点はほぼつくさされているように思われる。

## 〔2〕「経済的メカニズム」の構造論（アバルキンとブーニッチ）

では、「経済的メカニズム」の構造論そのものの検討にはいることにしたい。すでに、実践的には、例えばソ連邦共産党24回大会（1971年）では、次のような4つの主要な方向——1) 国民経済計画化、2) 管理の組織的構造、3) 経済的刺激、経営計算制、ホズラスチョート商品・貨幣関係の利用、4) 生産管理への勤労者の参加——<sup>3)</sup>において「経済的メカニズム」の改善がはかられようとしていた。だが、その理論化へのとりくみは、ソ連においてもたかだかこの10年ほどの間のことであるといってよいであろう。そのなかにあって、これをもっとも体系的に展開しようとしたアバルキン（共産党中央委員会附属社会科学アカデミー政治経済学講座長）とブーニッチ（オルジョニキツゼ名称モスクワ管理研究所社会主義经济管理経済的メカニズム講座主任）のころみ<sup>4)</sup>を、はじめに素材としてみておくことにしたい。

アバルキンが、1973年の著書のなかでいち早く、「経済的メカニズム」を生産力と所有関係とのあいだの相互関係およびそれらと上部構造とのあいだの相互関係を媒介するものとして位置づけたうえで、その構造とそれにふくまれるエレメントの総体を次のように列挙していたことを、すでに3章でふれておいた。(1)社会的生産の組織形態。そのもっとも重要な形態は、生産の集積、専門化、コンビナート化、協同化である。(2)経済の管理の構造と方法。これに

は、経済的管理の諸機関の構造、計画化のシステム、生産に対するはたらきかけの経済的方法と行政的方法、および生産発展の効率性の指標がかかわる。(3)国民経済における経済的連関の諸形態。社会的生産における「物の交換」、社会的生産物の運動に役立ち、それがふくむのは、生産手段と消費資料の流通、財政・金融的な諸連関と諸関係、生産的企業、合同体、地域的複合体のあいだの経済的連関である。(4)生産に対する経済的な刺激として。経済的利害のシステムにねざすところの具体的経済形態(価格、利潤、賃金、奨励ファンドなど)がそのようなものとしてあらわれる。(5)生産の規制の法的な形態と方法。(6)生産に対する作用の社会的=心理的要因<sup>5)</sup>。

これをうけて、アバルキンは、その後、「経済的メカニズム」をめぐる論争に触発されて書いた『経済科学』誌論文(1978年8号)においては、次のようないっそうの理論的整理をこころみようとする。すなわち、さきにふれたように、生産関係を2つのサブ・システム——「取得の方法を表現する関係、社会的=経済的關係(所有)」と「経済運営の方法を性格づける関係、組織的=経済的關係」——にわけ、「経済的メカニズム」は後者にかかわるものとしたうえで、それを3つのエレメントに大別した。(1)第一のエレメント——生産力の発展の組織的形態、生産力の組織の社会的側面、いわば、生産関係との接点における生産力(1973年の著書での(1)にあたる)。(2)第二のエレメント——生産関係におけるそれに照応する環、組織的=経済的關係。(3)第三のエレメント——上部構造的要因、生産関係との接点での上部構造的形態(同じく(5)と(6)にあたる)。そして、第二のエレメントをさらに3つにわけた。1) 経済的連関(同じく(3)にあたる)。2) 経済的なこと刺激(同じく(4)にあたる)。3) 固有の管理関係(同じく(2)にあたる)。このように、アバルキンの「経済的メカニズム」論にあっては「組織的=経済的關係」という概念が中心的な役割をはたすのであるが、あとでたちかえるように、論争のなかでの批判と反批判のひとつの焦点となったのもこの概念をめぐるものであった。なお、この「組織的=経済的關係」の内容については、1980年1号の『経済学の諸問題』誌論文では、1) 社会的労働の組織(協業、分業、専門化、など)、2) それからでてくる活動の交換にかんする関係、3) 経

済的運営の関係、という3つがあげられている。これは、すでに3章でもふれた1974年の論文と同じ内容であるが、これらとうえにあげたものとの対応関係はかならずしも明確ではない。

つぎに、ブーニッチの「経済的メカニズム」の構造論であるが、それはおそらくは彼の職務上の立場を反映してか実践的な諸経験を総合しようとしたものとも詳細をきわめるものであった。アパルキンなども、その基礎づけのための理論的方法そのものには若干の疑点を表明しながらも、モデルの組立てとしてはいちおうの評価をあたえている。ブーニッチは、『経済科学』誌上での論争の発端となった1978年4号の論文において、さきにふれたように、「経済的メカニズム」を2つにして、「客観的に存在する経済的メカニズム」と「その認識と定式化におうじて社会主義社会によって作りだされる管理の経済的メカニズム」とにわけた。前者は、あとの諸論文では、「潜在的に可能な生産関係」（1980年の著書）、「経済法則の相互作用の客観的メカニズム」「客観的に存在する生産関係」（1984年の編著）とも表現される。後者は、土台的・生産関係的領域で作用するが、たんなる経済法則の反映よりも広義で上部構造的諸要素をふくむ（国家とその諸機関、党、あとの「刺激と責任」のサブ・システムのなかの「社会的刺激と社会的責任」、「保障の機能サブ・システム」のなかの「法的保障」、など）。なお、生産過程における労働者・職長・技師などの間の技術工程的関係や生産の諸要素の配分にかかわる関係は、それらが生産関係に一定の刻印をもち込むかぎりでは「経済的メカニズム」にはいるが、同時にそのようなものとして生産力の発展を反映するアспектからも、二重にみられなければならない。そのうえで、以下のようなシステム・サブシステム・ブロック・エレメントからなる「経済的メカニズム」の構造のモデルを提示するのである。もっともこの種の研究はまだあまり進んでおらず、きわめて予備的な模索的な接近であって、今後の補充あるいは除外の修正が必要となるであろうと断ったうえのことである。

## 社会主義経済管理の経済的メカニズムの構造（ブーニッチ）

### I 垂直的-機能的なアспект

## A 水平に

## 〔1〕 一般的機能サブシステム

- (1) 計画 (2) 刺激と責任 (3) 適時の管理(управление в реальном масштабе времени) (4) 社会主義競争の管理

## 〔2〕 特殊的機能サブシステム

- (1) 科学・技術の発展の管理 (2) 生産物の質の管理 (3) 新地域の開発や未開発地区の発展の管理 (4) 人口の管理 (5) 民族的経済政策 (6) エコロジーの管理 (7) 対外経済連関の管理 (8) 進歩的経験の普及の管理 (9) 生活水準の社会的ノルマチーフの保障の管理 (10) 不足生産物と関連した方策

## 〔3〕 保障の機能サブシステム

- (1) 方法論的保障のサブシステム (2) 組織的保障(管理の組織)のサブシステム (3) 管理情報のサブシステム (4) 要員保障のサブシステム (5) 資材保障のサブシステム (6) 財務的保障のサブシステム (7) 法的保障のサブシステム

## B 垂直に

## 〔1〕 生産物の生産と消費のサイクルの垂直的-連続的サブシステム

## 〔2〕 そのサイクルの各段階ごとの部門管理の垂直的レベル

## II 地域的な面とプログラムのな面

## 〔1〕 管理の地域的(空間的)構造

## 〔2〕 プログラム的管理

このモデルについて、とくに重要なもの、および、内容の理解に説明を要するものについて、若干のコメントをつけ加えておきたい。

これらのうち、中心的な役割を果すのは、I-A-〔1〕「一般的機能サブシステム」のなかの(1)と(2)である。(1)「計画」のサブシステム——さらに次のような各ブロックにわかれる。すなわち、「予測」「長期計画」「中期(5カ年)計画」「年度計画」「実行-日割計画」。その他のエレメントとして、「総合財務計画」(さらに、「国家予算の収支の総合勘定」「信用勘定」「国家保険の財務計画」「支払いバランス」「住民の貨幣収支バランス」「部門省・国営企業の収支バランス、国営組織・機関の

予算、協同組合と社会組織の財務計画」にわかれる）、「指標、経済的ノルマチーフ、規則」、「価格」がふくまれる。(2)「刺激と責任」のサブシステム——これは、最適な緊張した課題の採択とその実現へむけて集団の関心をつくりだすことによって計画の作成と遂行を積極的に促進する。それは、2つのブロック、「物質的刺激と物質的責任」と「社会的刺激と社会的責任」にわけられる。前者は、「<sup>ボスラヌチコ</sup>経営計算制」関係のシステムをふくみ、「価格」の利用、「生産物の実現」からの売上高の「補填ファンド」「労働支払ファンド」「蓄積ファンド」（「取引税」と「利潤」の利用の諸形態）、などにわかれる。後者には、「社会主義競争、管理などへの参加」「イデオロギー的てこ」「心理的てこ」「行政的責任、市民的責任、党規律的責任、道徳的倫理的責任」「道徳的刺激」「労働の欲求への転化を促す方策」、などがはいる。

I - A - [1] のなかの(3)「適時の管理」のサブシステム——經常的管理 текущее управление や実行的 оперативное управление よりももっと短い時間的単位でのもので諸条件の変化に柔軟に機動的に対応して修正をもたらしうるような管理であって、「技術的点検 контроль」「経済的点検」「財務的点検」「経済的分析 анализ（実行的、会計的、統計的）」「經常的行政的生産指導」「經常的融資」「經常的信用供与」「經常的資材技術供給」「經常的価格形成」「管理の諸環の自主性の拡大にもとづく新しい状況の考慮、資源の動員（労働、資材、財務、信用、など）」「計画課題の修正」のブロックをふくむ。I - A - [1] のなかの(4)「社会主義競争の管理」のサブシステム——「競争の諸形態」「競争の指標と条件」「勝利者の奨励の源泉」「進歩的経験の普及」などのブロックをふくむ。

I - A - [2] 「特殊的功能サブシステム」は、[1] のなかにかふくまれるそれぞれ特定の過程についての特別のメカニズムにかかわるものである。

I - A - [3] の(1)「方法論的保障のサブシステム」——「経済的メカニズム」の理論とモデルの作成、その総合的な発展を保障するものである。I - A - [3] の(2)「組織的保障（管理の組織）」のサブシステム——目的函数として、決定の採択 принятие решений とその実践への導入の組織化 организация をもち、そのなかには遂行過程に対する点検 контроль とえられた結果の評価 оценка もふくまれる。この機能がはたされる条件となるのは、管理機関のヒエラルヒー的構造の設定、指導の各レベルにおける必要な環の規定（その権限、それに対する義務的指示、点検の範囲、責任の程度）、水平的相互関係と垂直的相互関係の形成、管理の必要な

柔軟性の保障，公式的方法と非公式的方法，標準の手続きと非標準の手続きの適用範囲の作成，単独責任制と合議制の観点からの管理領域の配分，などである。これは，生産関係に内的に固有な土台的性格の現象であって上部構造的形態ではないが，この生産関係の組織は第一義的タイプの生産関係ではなくて第二義的・第三義的タイプの生産関係である。だから，「経済的メカニズム」のより深い本質的基礎の内容によって規定をうけるので，「保障のサブシステム」のなかにいられる。上部構造は，この必要な組織を意識的に目的志向的に認識し定式化するだけにしかすぎない。I - A -〔3〕の(3)「管理情報のサブシステム」——他のすべてのサブシステムに情報の流れを提供する。そのなかで，補助的役割を果たすのは，「数学的保障」のブロックおよび「プログラムの保障」のブロックである。

I - B -〔1〕「生産物の生産と消費のサイクルの垂直的-連続的サブシステム」——ふつう，垂直的サブシステムといえば，国民経済の伝統的諸部門（工業，建設，農業，運輸，など）があげられるが，ここでは次のような“技術工程的立場”からのアプローチのほうが，経済的連関の内的論理を反映しているのによりよいとされる。すなわち，「基礎的科学研究」—「応用的科学研究」—「企画と設計」—「生産手段の生産」—「生産手段の分配」—「生産手段の流通」—「消費資料の生産」—「消費資料の分配」—「消費資料の流通」—「消費」のサイクルである。そして，そのサイクルの各段階のそれぞれのなかで，I - B -〔2〕「部門管理の垂直的レベル」がわけられる。例えば，工業における生産手段の生産にかんしていえば，「国民経済」—「省（部局）」—「工業合同」—「生産合同体（企業）」—「職場」—「職区」—「ブリガード」—「環」—「作業場所」というように。そのうえで，各レベルにおける管理諸機関が，一方での“スタッフ的性格”と他方での“機能的=保障的性格”の相互関係にしたがって，考察されていく。

II -〔2〕「プログラムの管理」とは，ある特定の生産物あるいは目的のために機能サブシステムが結びつけられるばあいでは，近年の例では，「穀物プログラム」「運輸プログラム」「エネルギープログラム」「金属節約プログラム」「手労働適用縮減プログラム」「新種国民消費商品生産増大プログラム」などがある。

以上，ソ連において「経済的メカニズム」の構造論の内容をもっとも積極的に提示しようとしたアバルキンとブーニッチのこころみを検討してきた。みら

れるように、実践的要請とも結びついた包括的で詳細なものであって、今後の展開のための素材としては大いに参考になるものであろう。しかしながら、それらの理論的根拠づけ、例えば構造のなかのシステム・サブシステム・ブロック・エレメントなどの内的相互関係いかにんという問題になると、十分な解明があたえられているわけではなかった。アバルキンのものは、彼の「組織的＝経済的關係」という概念を軸とした理論化への志向が基礎にあったが、それがもつ問題とともに、同じく例えば1973年の著書での構造のなかの6つのエレメントの内的相互関係いかにんという問題になると、まだまだ不分明なところが多く残されていた。そのなかの(1)―あとで第一のエレメントとして大別されるいわば生産力との接点の、“どのようなものが”かつ“どのようにして”「経済的メカニズム」とかかわるのか、同様に、そのなかの(5)と(6)―あとで第三のエレメントとして大別されるいわば上部構造との接点の、“どのようなものが”かつ“どのようにして”「経済的メカニズム」とかかわるのか、さらに、そのなかの(2)と(3)と(4)―「組織的＝経済的關係」と呼ばれる第二のエレメントのそれぞれはどのような内的相互関係にたつのか、それらと生産關係のシステムとはどのような相互關係をもつのか、といった問題の理論的解明である。

アバルキンの体系に対して、もっとも早くからもっとも鋭い批判を投げかけていたチェルコベツの主張も、このような残された課題のありかをよく教えてくれるものであった。<sup>6)</sup>すでに3章でもふれておいたとおり、チェルコベツは、アバルキンの「組織的關係」という用語はあまりにも広すぎて、生産力の組織的關係、生産關係の組織的關係、計画や管理の組織的關係などのすべてがそのなかにふくまれてしまう、という。「生産關係a）」と「生産關係b)）」は、むしろプレハーノフがしたように「技術的＝生産的關係」と「社会的＝生産的關係」と名づけたほうがよい。そして、「生産力」にたいしても、また「技術的＝生産的關係」と「社会的＝生産的關係」にたいしても、異なった論理的次元でそれらの“上層”としての管理的關係が存在しうる。そのうえで、1)「経済的メカニズム」と生産關係との相互關係にかんして——「経済的メカニズム」の構成と構造のなかには、広義の生産關係、すなわち「技術的＝生産的關

係」も「社会的=生産的關係」もはいるが、それはそれらの運動の外的形態の側面から、経済的実践における現象形態の側面からはいるのである。それらの形態は、経済運営の主体としての社会とその諸環の意識的活動の過程で発生する管理的関係をうみだす、とする。このようなチェルコベツツの整理は、さきの『経済科学』誌編集部総括論文でも述べられていたごとく、ほぼ一般的な是認をうけているもののように思われる。また、2)「経済的メカニズム」と生産力との相互関係にかんして——アバルキンのいう生産力の社会的組織の諸形態(協業、分業、生産の専門化)は、「経済的メカニズム」の作用の対象としてあらわれるのであって、それ自身をその構成部分とすることはできない、とする。さらに、3)「経済的メカニズム」と上部構造との相互関係にかんして——「経済的メカニズム」のなかには、経済法則の作用の認識と現実の経済状況の研究、資源と欲求の算定、経済政策の領域での決定の採択、決定と採択された方法の法的定式化、などの上部構造的アスペクトもふくまれる、とするのである。なお、アバルキンに対する批判には、もうひとつ、計画化の機能と経済的指導の機能とが“分断”されているという論点があった。それは、かたちをかえて、「広義の経済的メカニズム」(計画化をふくむ)と「狭義の経済的メカニズム」(計画の実現にむけられる形態と方法、すなわち、管理の組織形態、経済的<sup>・</sup>こと刺激のシステム、勤労者のイニシアチヴの発展の形態と方法、など)の“区分”のなかにもあらわれている。この批判は、アバルキンの第二のエレメントに大別されるもののなかでの内的相互関係をさらにたずねていこうとするものであった、といえよう。

1節で紹介した『経済科学』誌上での論争の主要な論点も、結局はこれらの問題をめぐるものであったといえる。このようななかから、「経済的メカニズム」の構造論のいっそうの理論的根拠づけがもとめられていかなければならない方向として、次のような3つのものを取りだしてあげることができるように思われるのである。第一には、生産力との相互関係の展開であり、第二には、上部構造との相互関係の展開であり、第三には、それらとつながりをもちながら、固有の生産関係の実現形態、その構造と機能の展開である。

## 〔3〕「経済的メカニズム」の構造と管理関係（主体—客体）

ところで、いまひとつ、以上のような諸論点と交錯しながら、すこし次元を異にするきわめて重要な問題—主体と客体との相互関係の問題が、このなかでとりあげられようとしていたことを見落すわけにはいかないであろう。それは、「経済的メカニズム」と管理の相互関係いかにんというかたちをとって論議されたもののなかで、出てきたものであった。

論争のなかでは、この相互関係について3つの違った見解がだされた。1つは、「経済的メカニズム」は管理関係よりも広義であるとするもの（アバルキンら）、2つは、「経済的メカニズム」は管理関係よりも狭義であるとするもの（グサロフら）、3つは、「経済的メカニズム」を管理関係と同義であるとするもの（シーゴフら）である。アバルキンが、管理関係を、「経済的メカニズム」の第二のエレメントである組織的＝経済的關係のなかのひとつとして位置づけていることについては、すでにみておいた。グサロフを始めとする科学アカデミー経済研究所のグループは、「経済的メカニズム」を「国民経済の管理の用具 *орудне*」という意味で理解し、それは一連の管理過程——イ) 被管理対象、ロ) 管理主体、ハ) 管理の目的、ニ) 管理の方法、ホ) 管理の用具——のなかのひとつにすぎないものである、とする。シーゴフのような「経済的メカニズム」の用語をほぼ管理関係と等置して用いるしかたは、さきのブーニッチやチェルコベツらの例からもわかるように、一般にしばしばみうけるものである。

『経済科学』誌編集部総括論文が述べていたように、論争のなかでは、アバルキンらのような見解が多数をしめた。しかし、いまここで問題にしようとするのは、そのような広義であるか狭義であるかの結論にかんしてではなく、そのなかでとりあげられた管理の主体と客体の相互関係ということを軸とする理論的体系化のこころみかもっていた意味についてである。問題をもっとも整理して提起していたシーゴフにそくして、検討しておくことにしよう。<sup>8)</sup> 彼は、ア

バルキンの「経済的メカニズム」の内容はあまりにも広義にすぎ、そのなかでは生産の形態と管理の形態との区別、管理の対象と管理の主体との区別がつけられていない、ということをも鋭く批判する。たしかに、アバルキンの「経済的メカニズム」における(1)社会的生産の組織形態および(3)経済的連関の諸形態は管理の対象をなすものであって、その他の(2)固有の管理関係と呼ばれるものや(4)そのさいの経済的なこと刺激などとは次元を異にするものをもっているのである。シーゴフは、「経済的メカニズム」とは、管理機能の実現、管理の方法、管理機関の構造、管理要員、情動的基礎、管理技術を含むところの経済管理のシステム全体に他ならない、という。そして、管理のシステムは、たんにそれを構成する物質的エレメントの総体であるだけでなく、管理の主体と客体の相互関係におけるそれらの機能化でもある。この相互関係＝管理過程のなかで、管理の機能と管理の方法が実現され、ここに「経済的メカニズム」があらわれる。そのうえで、管理のシステムをかたちづくる各エレメントの内容と位置づけを整理していこうとするのである。

すなわち、まず、「管理機能」について——これは全システムの基礎的エレメントであり、イ) 被管理対象に対する働きかけの特別な方向としてあらわれるところの外的機能(「計画化 планирование」「組織化 организация」「規制 регулирование」「計算 учет」「点検 контроль」と、ロ) 情報にかかわる特別の種類的活動としてあらわれるところの内的機能(情報の「収集 сбор」「伝達 передача」「蓄積 размножение」「保管 хранение」「検索 поиск」「加工 обработка」)にわけられる。この他に、両者の中間的位置を占めるものとして、客体について得られた情報にもとづく管理対象の「分析 анализ」があげられる。また、特別な管理の機能として、指導者によって遂行される「指導 руководство」(これは直接の被管理機関・労働者の作用の調整を想定し、特定の対象にかんしてのあらゆる管理の外的機能の遂行、管理決定の採択とその遂行の点検、要員の選任・教育・配置、をふくむ)が区別される。ところで、この管理過程において第一級の役割を果たすのが管理決定なのである。「管理決定は、あれこれの異なった対象にむけられるあらゆる管理の外的機能のなかに存在する。と同時に、管理対象としてあらわれる

のは、またいろいろ異なった種類の情報活動でもある。したがって、管理決定は、管理の内的機能の実現においても存在する<sup>9)</sup>。」

つづいて、「管理の方法」について——人々に働きかけるさいのその労働集団における関係の種類ごとに、経済的方法、政治的方法、組織的（行政的）方法、社会的・心理的方法が区別される。これは、人々の活動の動機づけにかんする区分と多くのばあい一致する。イ）強制的動機づけ—組織的（行政的）方法。ロ）物質的利害によって条件づけられる動機づけ—経済的方法。ハ）社会的利害によって条件づけられる動機づけ（精神的）—政治的方法と社会的・心理的方法（このなかで特別の意味をもつのは社会主義的競争である）。これらのうち、特別に複雑なのは経済的方法であって、それは2つの基本的な種類にわかれる。ひとつは、計画的課題であり、その特徴は、厳格な指名性、指令的性格（遂行の義務）、全人民的利害の優位性、現物指標の第一義的利用などにある。もうひとつは、経済的<sup>て</sup>こ（経営計算制、利潤、価格、プレミア、等）であり、その特徴は、直接的指名性がないこと、集团的・個人的物質的利害の利用、商品・貨幣関係と価値範疇の利用などにある。

「管理の組織的構造」について——管理の目的と機能の実現を全体として保障するところのいろいろ異なった管理の「機関 орган」と「環 звено」の総体である。管理の機関とは、あれこれの管理の独立的細胞をさし、垂直的機関（指導機関と従属機関とのあいだの関係）と機能的機関（直接に従属していない下級機関と上級機関とのあいだの機能の遂行にかんする関係）におけられる。管理の環とは、例えば部門における管理の二環システム（部門省—生産合同体）、三環システム（部門省—工業合同—生産合同体）というような諸レベル、および、管理機関の内部区分をさす。管理の組織的構造は、なによりも管理の客体の構造によって規定される、とともに、管理の主体、すなわち管理の一連のサブシステムそのものの発展によっても影響をうける。管理決定の採択の過程におけるあれこれの変化は、管理の組織的構造における改革の必要性をひきおこす。

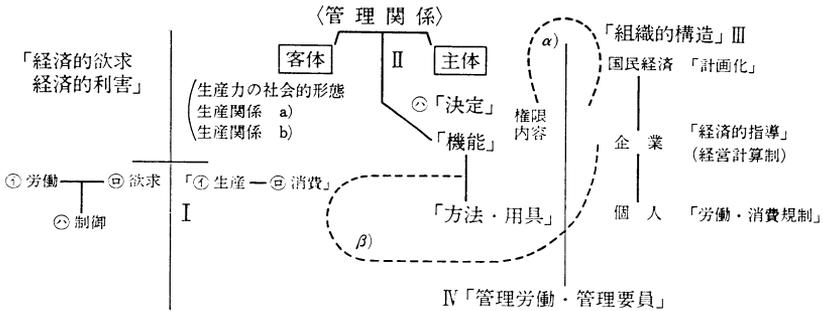
「管理の技術」について——管理において利用される労働手段の総体であって、管理労働の機械化の手段としては組織的技術の手段と計算的技術の手段が

あげられる。「管理要員」について——管理装置はその構造にかんして多様であって、人間を管理するところの指導の人員 (руководящий персонал, このなかにも、垂直的な生産指導をおこなうものと機能的な指導をおこなうものがある)、および、物を管理するところの執行の人員 (исполнительский персонал, このなかにも、スペシャリストと補助的な技術的執行者がある) にわけられる。「情報的基礎」——管理の情報的サブシステムは、情報にかかわる活動をする人間、情報そのもの、情報にかかわる活動の規則、それに用いられる技術的手段の複雑な総体からなる。さきにあげた管理の外的諸機能は、いずれも管理労働の対象と生産物としての情報の利用と結びついている。物の管理に利用される技術的情報、および人の管理に利用されるものなかにも、経済的管理に利用される経済的情報と社会的過程の管理に利用される社会的情報がある。また、情報の流れにしたがって、主体から客体へむかう正の情報と客体から主体へとむかう逆の情報とにわけられ、前者はさらにその性格によって指令的 директивная 情報と指示的 (説明的) инструктивная (разъяснительная) 情報と参考的・ノルマティブ的 (справочно-нормативная) 情報の種類がある。

さて、シーゴフらの以上のような展開を参考にして、わたくしは「経済的メカニズム」をめぐるいっそうの理論的体系化のためのある視角をとりだしていくことができるのではないかと考えるのである。それは、主体と客体の相互関係を軸とする管理過程のなかに、「経済的メカニズム」のそれぞれのモメントを位置づけなおしていくことである (第1図参照)。その第Iのグループには、管理の客体とかかわるものがまとめられるであろう。アバルキンのいう(1)社会的生産の組織形態や(3)経済的連関の諸形態などであるが、生産力—生産関係 a) つまり「技術的=生産的關係」—生産関係 b) つまり「社会的=生産的關係」との相互関係という点ではチェルコベツのようにそれらすべてにたいして異なった論理次元で「上層」として管理関係がかかわる、としたほうがよいように思われる。最後のまとめの節でさらに詳しい内容づけをあたえるが、再生産過程での欲求・消費と労働・生産との相互関係、生産の社会化と消費(生活)の社会化、それらをめぐる経済の社会的連関の形態などである。その基底には、

第1図 「経済的メカニズム」の構造（試論）

その1. 生産力・生産関係—管理関係



4章で展開しておいた「経済的欲求・経済的利害」の内容がよこたわる。この客体的対象そのものを「経済的メカニズム」のなかにふくめることについてはすでにみたように見解がわかるのであるが、わたくしは生産力の発展が「経済的メカニズム」の変化につながっていく動態を解明するためにはこのような接点にあたるどころの分析が不可欠であるという理由で（2章参照）、とりあえずはひとつのグループをなすものとしておいておきたいと考えるのである。第Ⅱのグループは、客体と主体のあいだでの固有の管理関係といわれるものである。まずなによりも、「管理の機能」にかかわるもので、一般的には「計画化」「組織化」「規制」「計算」「点検」などの諸機能である。そのさい、うえの第Ⅰグループとのつながりで規定されてくる機能の内容づけ、すなわち、生産や消費や社会的諸問題のあいだの連関をつける機能がどのように発展させられているかが重要となる。これらには、情報活動が連関する。つぎには、「管理の方法と用具」にかかわるもので、方法と動機づけ、経済的な刺激とてこ、経済的用具（価格、利潤、賃金、金融、信用、租税など）がふくまれる。そして、このなかで要の位置を占めるのが、「管理の決定」、そこでの権限にかかわるものなのである。この問題が、おそらくは、シーゴフらによる展開がふくんでいたもっとも大きな意義あるものであったように思われる。それは、一方では、その基底によこたわる「経済的欲求・経済的利害」の内容における意識的な制御の実現、

自由の実現、および主体と客体の相互関係とつながるものであり、他方では、つづいてみるように「経済的メカニズム」と上部構造、経済的過程と政治的過程を連結するもっとも重要な媒介環となるものであるからである。第Ⅲのグループは、「管理の組織的構造」であり、基本的なのは国民経済のレベル—企業(生産合同体)のレベル—個人のレベルの相互関係である。それは、管理の構造と管理の主体の構造の双方から規定をうけ、そのなかでうえの「管理の機能」、「管理の方法と用具」、そして「管理の決定」が具体化されていく。国家との相互関係という視点でみたばあい、「経済的メカニズム」は、それぞれのレベルでのもっとも中心的な機能のかたちをとって、社会全体あるいは国家の次元における「普遍的利害」の実現にかかわる「計画化」機能、集団(階級、階層、あるいは企業、地域)の次元における「特殊的利害」の実現にかかわる「経済的指導」機能、個人の次元における「個別的利害」の実現にかかわる「労働と消費に対する規制」機能として具体的にあらわれてくるのである。第Ⅳのグループは、「管理労働・管理要員」であり、そのなかには以上のすべての内容が反映されている。それは、つづいてみる上部構造の「専門的管理者集団」のモメントにつながっていくものである。

シーゴフらのようなころみにもかかわらず、ソ連における「経済的メカニズム」の構造論の展開の特徴は、全体としてはさきのアバルキンやブーニッチや『経済科学』誌編集部総括論文からもうかがえるように、第1図のβ)の点線のサイクル、つまり「管理の機能」「管理の方法と用具」—「客体的対象」—「管理の組織的構造」にそったものが基軸になっているといえるようである。実践的にも、1960年代半ばからの「経済改革」による企業の「経営計算制」<sup>ホズラスチヨート</sup>のみなおしの柱から始まり—1970年代にはいつの「国民経済計画化」の柱の強調—「生産合同体」を環とする「管理の組織的構造」の柱の整備—1970年代末から1980年代にかけての「労働集団法」などによる「生産管理への勤労者の参加」の柱へと巡るサイクルが、「生産の質的・内包的な発展」という「客体的対象」の課題をベースにして、展開されつつあるのである。当面は、このサイクルにおける各モメントの改善をできるだけはかり、しかもそれを全体として

のシステムのなかに位置づけることによって、課題に適応した機能の改善をはかって経済的パフォーマンスをひきだしていこうとこころみられているかにみえる。そして、そのサイクルの波動がおよんでいくかぎり「管理の決定」にかんしても各モメントにおける一定の変化がひきおこされてはいくが、その決定の権限にかんする問題（第1図の $\alpha$ ）の点線のサイクル）がまだ全体の基本的な軸にすわっているわけではない。このことは、あとで検討を加えるポーランドの「経済機能システム」論とは逆のいちじるしい対照をなしているように思えるのである。

もっとも、シーゴフらが依拠する「管理論」一般においては、すでに1960年代半ば以来の新しい展開のなかで、管理主体の決定の問題が当然ソ連でもとりあげられてくるようになってきている。たとえば、システムとしての社会の管理、そのなかでの人間と情報の問題にかんしてもっとも体系的な一連の労作を発表している社会学者アフナーシェフは、管理のサイクルからでてくる管理の基本的機能を、「管理決定の準備と採択 *выработка и принятие управленческого решения*」—「組織化 *организация*」—「規制 *регулирование*、修正 *корректирование*」—「計算と点検 *учет и контроль*」にわけ、あわせてこれらすべての段階に存在する「情報機能」（管理の主体も管理の客体も情報労働に従事する）をあげ、このような機能の実現、管理の主体の作用の実現が「管理労働」であるとする<sup>10)</sup>。また、管理理論の体系化をはかろうとした経済学者ポポフは、管理のサイクルを、「準備的管理 *предварительное управление*（管理の目的の作成、みとおし、計画化）」—「実行的管理 *оперативное управление*（組織化、処理、指揮・動機づけ）」—「点検」にわけたが、<sup>11)</sup>これに対してアフナーシェフは、決定という用語が使われていないけれども準備的管理の機能は決定の準備と採択の機能と同義であり、実行的管理の機能は組織化と規制の機能を統合しており、点検の機能は計算と点検の機能と一致しているので、ふたりの立場は近似しているとコメントを加えている。<sup>12)</sup>

この他にも、「改革派」と称されるフェドレンコを長とする科学アカデミー経済数学研究所の諸論者の「最適機能システム論」においても、国民経済の機

能の三階梯表式（企業のレベル—部門のレベル—国民経済のレベル）にそくして、イ）まず下級の環から出発し、ロ）現物指標での支出係数と部門内・部門間制限によって、ハ）国民経済での最適課題の解決と価格の決定がおこなわれ、ニ）これにもとづく逆の部門から企業への価格の非集中的修正と自主的決定がなされていくというような主体の決定権限のあり方に重点をおいたモデルがとなえられていた。<sup>13)</sup>しかし、それはもともと「最適価格」の問題にしぼった提起が<sup>14)</sup>出発をなしており、1970年代にはいってさらにひろく全体としての「総合的計画化システム」を論じたものになるとその特徴があまり前面にでなくなってきたようにさえ思われるのである。もうひとつの「改革派」と称されるシベリア学派の指導者アガンベギャンも、社会主義的企業の管理をとりあつかった著書ではあるが、その次のような管理論の体系的展開をうかがわせるものなかに、管理労働と管理決定の章を位置づけている。第1部、経済的管理の課題、第2部、管理の方法的基礎、第3部、管理システムの改善（10章、民主集中制、11章、計画化、12章、管理の基礎的対象としての生産組織、13章、管理の組織的構造、14章、経済的てこ—経営計算制と物質的刺激、15章、技術発展と生産物の質的管理、16章、勤労者の管理参加）、第4部、管理の組織と技術（17章、管理要員、18章、管理労働の組織、19章、管理決定—準備、実現、点検、20章、経済活動の分析、21章、自動的管理システム）。<sup>15)</sup>

このような個々のころみはあるものの、「経済的メカニズム」の構造論としてのソ連における展開の全体的な特徴ということになれば、現在までのところ、「管理の決定」、その権限にかんする問題が基本的な軸にすえられたものとはなっていない、とすることができるであろう。

#### 〔4〕「経済的メカニズム」と上部構造

「経済的メカニズム」と生産関係の構造や機能との相互関係にかんしては、以上のような管理における主体と客体の相互関係を軸とした位置づけによって、理論的体系化が一步ふかめうるように思えるのである。「経済的メカニズム」

と生産力との相互関係にかんしては、すでに2章などでその媒介環にあたることを検討しておいたので、ここでは、「経済的メカニズム」と上部構造との相互関係にかんして、いますこし整理をすすめておくことにしよう。

ところで、「経済的メカニズム」論は、経済についてその全体としてのシステムの構造と機能を展開していこうとしたものであったが、これと同じようなところみが政治についても1960年代後半いらい平行しておこなわれつつあった。これが「政治的システム политическая система」論と呼ばれるものである。周知のように、この概念は、その後、1977年憲法のなかにもその冒頭の一章としてとりいれられるようになったものである。イリンスキーとチェルノゴロフキンは、これを論じた指導的な論文のひとつと目されるもののなかで、「社会主義的政治的システムとは、政治権力の組織と機能、社会主義社会の政治的指導と管理の、相互連関的な相互作用的な手段の複雑な集合体である」、また、「それは、その媒介によって、勤労者の意志と利害が表現され、社会的発展の目的が規定され、その達成のための資源が動員され、社会とその個々のサブシステムの発展に対する合目的的作用が保証される場所の、全体的メカニズムをかたちづくる」として、その理論によって、「その構造的な性格づけと機能的な性格づけを志向し、社会発展におけるその動態、積極的役割を解明することを可能にさせる<sup>16)</sup>」、と書いている。そして、その概念規定につづいて、同じような構造論が展開されていくのであるが、そのなかでは、1) 社会の政治的組織(党、国家、社会団体、勤労者の集団)、2) 社会的=政治的規範(党的指示、社会主義法、社会団体の規範、習慣・道徳・倫理)、3) 政治的領域でのコミュニケーション(世論、大量の情報・宣伝手段、など)、4) 政治的イデオロギー、が区別されている。ちなみに、もうひとつのシャフナザーロフの指導的な論文では、「政治的システム」の発展傾向について、社会主義的民主主義のいっそうの発展ということを軸におきながら、権力の代表制機関の役割の向上、社会団体の可能性の拡大と積極性の増大、労働集団などの生産民主主義の発展、情報の拡大、適法性と人民的統制の強化、などがあげられている<sup>17)</sup>。

もとより、専門を異にする「政治的システム」の理論と実際をめぐる詳細な

内容の検討はなすべくもないが、「経済的メカニズム」と上部構造の接点をもとめようとするものにとっては、ますます今後その動向に無関心ではおれなくなるであろう。いまは、その大きな流れを知るために政治学者による若干の紹介と検討を利用させていただきたくだけにとどめたい。

そのひとつは、イギリスのロナルド・ヒルの著書『ソ連の政治改革』<sup>18)</sup>である。これは、ソ連の膨大な文献を収集し分析するという地道な研究方法をとおして、政治システムの改革をめざすソ連の政治学者の提言、および政治指導部によるそれらの一定の受容、政策形成への部分的な反映の過程を系統的に追跡しようとしたものであった。——はじめに、1950年代の後期に端を発し、60年代と70年代にひろがりを見せた改革主義的な経済学と政治学が同時発生的、相互刺激的なかかわりをもって、システム全体の機能不全を容認するようしむけていった事情が述べられる。経済や社会の環境（土台）における構造変化が、政治システム（上部構造の一部）に新たな課題の解決を不可能にさせ、ここから政治改革の必要性が提起されてくるようになる。つづいて、ソ連の政治学者の問題関心の推移にしたがって、60年代のシステムの制度の面（選挙制度、代議員とその任務、地方ソヴェト改革）を主としたものから、70年代へかけてのシステムの機能の面（利害・情報・世論、党の役割と党内民主主義）を主としたものへと、順次各テーマごとに検討がなされていく。選挙制度について。選挙による選択のさいの候補者の数の問題、投票方式およびそれに関連した投票の秘密の問題、候補者選出における人民参加の問題、などである。代議員とその任務について。代議員の社会的構成の問題、代議員と選挙区とのつながりの問題、代議員の任務遂行（時間の要因、会期への出席、その他、「相談所」の利用頻度、「委任」の遂行度、など）の問題、である。これらは、代表制機関の役割の向上という課題にそうものであろうが、そこには、一方でのいっそうの民主的参加という側面と他方での代表制機関の能率の向上、経済や社会についての専門的力量的向上という側面との相互関係の問題がからまっている。地方ソヴェト改革について。各級ソヴェトが他からの介入なしに決定しうる権限領域を厳格にすべきであるという問題、会期の任務の問題、ソヴェトとその執行機関との相互関係の問題、

などである。そこには、ソヴェトよりもその行政機関、執行委員会とその部局が実質上優位にたっているという問題、および、その執行委員会と部局がそれぞれ上級ソヴェトの執行委員会と部局、あるいは部門の省や部局にも従属するといういわゆる「二元的従属」の問題があり、これらが生活の社会化・都市化が地域の場に提起する新たな機能や権限の内容に照応しえなくなっている、という事情がよこたわっているようである。利害・情報・世論について。社会には広い範囲にわたって一連の個人的利害および集团的利害が存在するということが認められるようになった。社会全体の利害を代表する国家は、このような諸利害を法メカニズムを通して発見し、法のうえで承認し実現しなければなら<sup>19)</sup>ない。その後分析の中身は、重点を利害と政治システムとの関係、および利害が政策形成と立法の過程でどのように考慮されるか、ということに移ってきた。政治システムによる利害の調整は、その「民主化」運動と結びつく。そして、調整をおこなう手段として、委任<sup>ナカース</sup>、レフェレンダム（国民投票）、直接のコミュニケーション（社会団体をつうじての市民と政治機構との間の間接的接触、手紙・提言・提案のかたちでの直接的接触）、世論がとりあげられていく。このなかでも、たとえば委任と経済計画（中央集権的な）の相互関係というかたちで、計画にのせるために適当な段階で委任を提出する必要、委任を履行するために資金を割り当てる必要の問題が指摘されている。党の役割と党内民主主義について。1977年憲法で「国家機構」のかわりに「政治システム」という用語がもちいられるようになり、党にそのなかでの固有の地位があたえられるようになった。60年代の半ばころから、党の役割およびその機能の形態と方式が正当な研究対象として認められるようになった。党による国家の「代行<sup>ボドノナ</sup>」の問題にかかわって、両者のあいだの制度、機能、役割の区分が論じられるようになった。また、党内民主主義についても、党員選抜や人事政策における、一方でのプロレタリア的要素、党派性と他方での複雑な現代社会の運営をにないうる専門的な知識と力量との相互関係の問題、党情報における、上向伝達と下向伝達の適確に組織された情報システムの必要性の問題、党機構における、工場や企業や生産合同体のレベルでの変化に照応した機構改組、都市や地区のレベルでの変化に照

応した機構改組の可能性の問題があげられる。しかし、これらの党をめぐる論議は、全体としては、「その大半には厳しい批判的分析と急進的な改革提案が欠けている。そこには、党の政策決定権の問題性をにおわすものすら存在しない。つまり一切は、党がその役割をより有効に遂行し、政策の実行をより効果的に監督するのを助けることに向けられているのである。その目的は、現行システムの作動を改善することにある<sup>20)</sup>」、と特徴づけられている。以上の6つのテーマの他にも、権限の集中排除という重大な問題、自ら決定をおこない上級機関に提案をおこなう下級機関の権利の問題、計画機関の改革の必要の問題、などがあるとされる。そして、「これらの論議を追って行けば、特殊な制度分析と現行制度の特定局面の改変提案に始まり、いまやシステムの性格全体に関わるもっと広範な諸問題へと進みつつある議論の明白な発展の跡を見てとることができる<sup>21)</sup>」。さいごに、ヒルがあたえるソ連における政治システム論と政治改革の動向の性格づけは、「ソヴェートのシステムは、徐々に、目立たない形で、しかもより長期的に見ればそれと分かるように、政権に発展を一定の限度内に抑えさせ、発展を制御し切れなくなるのを防止させるような仕方とペースで変容しつつある。とりわけ、そのことは、改革がシステムを支える三本『柱』、即ち党の『指導的役割』、討論を制限し規律を確保する手段としての民主集中制、及び検閲、という柱を倒さないような諸方策に限定されていることを意味する<sup>22)</sup>」。その「進化的変革」がめざすものは、スターリン時代の過度に中央集権化されたシステムとは全く異なり、また、西側のいわゆる複数主義的モデルとも全く別のもので、「有能で物分かりのよい指導部が単にイデオロギーの要求のみならず、大衆の明確に表明された要求や利益、及び専門家たちの思慮に富んだ意見をも考慮に入れているような政治システム」であり、「このシステムは、政治的能力のレベルを向上させ、利用される情報の範囲を次第に広げ、参加の制度的形態を徐々に修正することによって、政治文化を発達させようとしている<sup>23)</sup>」。

もうひとつは、社会主義国家論をめぐるソ連での円卓会議の紹介と検討である<sup>24)</sup>。わたくしなりにそこでの重要な論点をとりだしてくるとすれば、まず、さ

まざまな利害，労働者と農民だけでなく社会的諸階層および社会的諸集団の利害，管理する者の利害と管理される者の利害，管理部と労働集団と個々の労働者の利害の違いの容認であり，それらを表出するメカニズムの必要性である。これらの利害の充足の度合いは，勤労者自身の意志によって，彼らの決定によって測られなければならない。つぎに，社会と国家との相互関係の発展の道筋にかんして，社会の自然成長的な発展から制御された発展への移行にともなうて，一方では，国家の「新しい」機能（たとえば物質的福祉を向上させ社会的サービスを提供するという機能の補充など）が増大し，国家的管理の領域が拡大し役割が高くなる，とともに他方では，自動制御メカニズム（なかなづく，物質的利害関心，<sup>ナズラスチヨート</sup>経営計算制，企業間の直接的な契約的連関，需要・供給メカニズムなどの経済的方法による）との正しい結合がますます重要となる。そこには，「国家諸機関の体系」から「市民の組織」への国家観の転換という，国家の社会への再吸収という課題からみてはなほだ興味ある論点が示されている。そのなかでは，社会生活のいかなる分野でどれほどの範囲で勤労者たちの意思と決定が支配しているかが重要で，選挙，委任，報告義務，世論の考慮などの「逆連関」の強化，直接民主制，人民の自主管理ということが強調されていく。さらに，国家権力の組織形態，諸制度，それらのあいだでの相互作用のメカニズムと手続きの重視である。このなかで，さきにふれたソヴェートの役割の向上，執行・処分機関，行政装置全体の活動に対するその統制の強化，あるいは，党機関と国家機関との相互作用にかんする原則的基準がとりあげられていく。「政治的レジーム」というより動態的なカテゴリー，国家の分析への「政治システムの」なアプローチの必要性が強調され，「法治国家」「権力分立」「市民権」などの概念や制度の再検討が主張される。さいごに，社会主義国家の経済的役割，経済に対する国家の働きかけの方法の発展にかんする諸問題にあらためてとりくむことの必要が述べられる。社会主義の経済システムが集団的利害と個人的利害にもとづく経済的刺激を必要としているのと同様に，政治システムはそれぞれの利害にもとづく管理への参加という政治的刺激を不可欠のものとする。政治システム，国家はいかにして新しい「経済的メカニズム」の導入を促進すべきか，経

済の発展は「政治的システム」におけるいかなる制度的変更を必要としているのか、を解明しなければならない、とされるのである。

さて、以上が「政治的システム」論の最近の動向であるが、さきに見た「経済的メカニズム」論のばあいとある対応をなす全体的特徴がそこにみいだせるようである。すなわち、それが決定の権限の基本的枠組み（核としての、党と国家の相互関係、代表制機関と執行機関の相互関係の基本）にふみこんだものとはまだなっていないこと、そのなかでの各モメントおよびそれらの相互関係の作動の効率化、機能の改善がはかられようとしていること、それがひきおこすかぎりではそれぞれの役割と権限にも一定の変化はうみだされていかざるをえないこと、などである。「経済的メカニズム」論においても、「管理の機能」「管理の方法と用具」—「客体的対象」—「管理の組織的構造」というサイクルが基軸にすわり、「管理の決定」の権限の問題はまだひかえめな位置しかしめていなかったのである。決定の機能と権限の内容的变化を媒介環とした「経済的メカニズム」と「政治的システム」との本格的な運動関係がまだつくりだされていない状況は、このようなところからもきているのであろうか。<sup>25)</sup>しかしながら、それはそれで、そのことは、機能と制度との間で、経済と政治との間で、一方で「進化的変化」が一定の解決をあたえていくという側面と他方で基本的枠組みとのギャップを深くしていくという側面との相互関係の問題をうみだしていくものとなろう。9章ではこのような内容にもうすこしたちいった検討を加えることにするが、ここでは以上のような大枠をおさえたいうえで、「経済的メカニズム」の構造論に必要なかぎり、上部構造との接点を整理しておくことにしたい。

出発的な素材とするのは、3章で紹介した「国家＝上部構造」説のザガイノフによる社会主義国家と経済法則の相互関係の展開である。<sup>26)</sup>その論理は、まず、経済と政治の連結環としての国家の「経済政策」からはじめられていた。そのなかには、一方では、階級的相互関係の基礎にはその社会の階級と社会的集団のなによりも経済的利害がよこたわり、それが政治のなかに集中的に究極的に反映されていくという側面と、他方では、政治が相対的な独自性を持ち、経済に対して積極的に反作用していくという側面とが、統一してあらわれている。

経済政策は、社会の客観的な経済的利害の自覚された定式化された集中的表現であり、経済法則の要求の意識的な政治的屈折である。それには、支配階級の物質的利害とその他の階級・階層の利害に対するその関係が集中的に表現されていく。つぎに、客観的経済法則が国家活動において反映されていくプロセスが、経済法則のシステムとその作用の客観的メカニズムの問題次元から、経済法則の意識的利用の問題次元へ、後者はさらに、経済過程の内部における経済法則の利用、経済関係のあらゆる主体の意識的な行動という過程（客観的な経済過程の主体的な側面）と、上部構造の諸エレメント（党、国家、その法規範のシステム）の経済に対する反作用において客観的経済法則の諸要求が反映されていく過程とにわけて、たどられていく。なお、社会主義国家の経済的機能は、1) 生産的集団のあいだおよびそれらの内部における関係としてあらわれる物質的財貨の生産にかんする関係にかかわる経済的・組織者の機能、2) 一方で個々の市民と他方での生産的集団あるいは社会全体との関係としてあらわされる労働の組織と労働に応じた分配にかんする関係にかかわる労働の尺度と消費の尺度を規制する機能、にわけられる。そのうえで、社会主義国家の活動における客観的経済法則の反映のメカニズムが、具体的に次のような諸エレメントの統一として展開されていったのである。まず、「経済政策」の作成、ついでその実践化としての、「国家の経済的機能の組織的形態、国民経済の指導と管理の国家的機関のシステム」—「国家の経済的活動の法的形態」—「経済に対する国家的作用の方法」である。「国家の経済的機能の組織的形態、国民経済の指導と管理の国家的機関のシステム」については、経済的領域における権力の代表制機関 *представительные органы* の権限、そして、狭義の国家的管理の執行・管理機関 *исполнительно-распорядительные органы* のシステムが考察される。後者は、その権限の特徴にかんして、国民経済管理の普遍的権限をもつ機関（閣僚会議、諸ソビエトの執行委員会、などで、代表制機関に対応するもの）のサブシステムと、経済の直接的な管理にたずさわる特殊の権限をもつ機関（さらに2つの機関にわかれる。①機能的・部門間的機関—計画化の基本問題の作成、資材・技術供給の組織化、労働資源や技術進歩の保障などをおこなう、*国家計画委員会*、*国家*

建設委員会、労働・賃金問題国家委員会、資材・技術供給国家委員会など、また、地方ソビエト執行委員会の計画委員会など。②実行的管理機関——省、部局、地方ソビエト執行委員会の部局)のサブシステムにわけられる。国家的管理の機関のシステムにおける企業の位置づけの問題にかんしては、企業の管理部門は、一方では、社会主義的企業の不可分の構造部分であり、その労働過程の不可分のエレメントであるという側面では、その労働集団や個々の成員の利害とかかわり、生産関係の主体としての質をもつが、他方では、国家的管理の不可分の環であるという側面では、国家の利害とかかわり、上部構造的関係のにない手の役割をもつことが考察されていく。「国家の経済的活動の法的形態」については、それはうえの組織的形態、機関のシステムの機能化の過程であり、構造がつくりだした現実的可能性を実際の保障に転化させるひとつのエレメントである。法規範の形成の過程にかかわる法創造的形態、その執行の組織化にかかわる法執行的形態、法規範の侵害からの保護にかかわる法保護的形態とにわけて、展開されていく。「経済にたいする国家的作用の方法」については、国民経済の国家的計画的指導の方法(その中心的環をなすものは計画化である)、国民経済の国家的な指導・管理の経済的方法(経営計算制、<sup>ハズラスチゴート</sup>価値的てこによる規制、物質的刺激、同一労働に対する同一支払、など)、勤労者の社会的能動性を向上させる方法(ひとつは、社会的生産の管理における能動性を向上させる方法、他は、労働的・生産的能動性を向上させ経済法則の直接的な利用におけるその参加を向上させる方法)がとりあげられる。

さて、このような社会主義国家と経済法則の相互関係の展開のしかた(経済と政治の統一としての「経済政策」からはじまり、つづいて、「国家の経済的機能の組織的形態、国家的機関のシステム」—「国家の経済的活動の法的形態」—機能論にあたる「経済に対する国家的作用の方法」へとたどられる)は、さきにみたイリンスキーとチュエルノゴロフキンによる「政治システム」の構造論の展開のしかた(「社会的政治的組織」—「社会的=政治的規範」—機能論にあたる「政治的領域でのコミュニケーション」)とある照応を示して興味ぶかいものがある。おそらく、その個々の具体的な内容づけについてはさまざまな見解がありうるであろうが、

「経済的メカニズム」と上部構造の相互関係の展開のしかたとしては、ほぼこのような筋道が一般的に是認されうるのではないと思われるのである。わたくしが、出発的な素材としてザガイノフのようなところみをもってきたゆえんもここにある。それで、このような上部構造論のほうからの接近を、以上の諸節で検討を加えてきた「経済的メカニズム」論のほうからの内容づけでもって補いながら、両者を連結する媒介環にあたる場所に一定の整理をあたえておきたいと考えるのである(第2図参照)。

第1に、出発的な範疇として、経済と政治の統一としての「経済政策」がおかれることの意味である。あとの9章でさらに詳しくたどるように、そのような「経済政策」をてがかりにしなげら、社会的再生産過程の非効率と不均衡が、経済的欲求・経済的利害および社会的諸階級・諸階層・諸集団の要求や運動を基底において、はじめに分析されていかなければならない。そして、それらが、一方での「経済的メカニズム」と他方での「政治的システム」における以下のような機能と構造にむすびつけられて、その内容と意味があきらかにされ、社会主義的民主主義の発展の方向にむけての政策転換と構造変革の諸条件がほりさげられていくことになるのである。<sup>27)</sup>

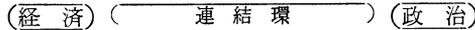
第2に、つづく次元の「国家の経済的機能の組織的形態、国民経済の指導と管理の国家的機関のシステム」についてであるが、その展開にさいしては国家的管理の決定をめぐる機能と権限ということによって整理をし内容づけをあたえなければならない、と考える。まず、管理の客体的対象との相互関係、それによる被規定性である。再生産過程での欲求・消費と労働・生産との相互関係、生産の社会化と消費(生活)の社会化、それらをめぐる経済の社会的連関の形態、そして、全社会的規模での編成としての政治的諸関係にあってはなかんずくいわゆる社会的諸問題(非生産的部面の発展、生活水準の向上、教育問題や住宅問題の解決など広義の人間の社会的再生産にかかわるもの、あるいは、都市と農村との接近、精神的労働と肉体的労働、管理労働と被管理労働の差異の除去など広義の人間の諸集団の関係にかかわるもの)の成熟のていどである。これは、4章で「経済的欲求・経済的利害」の内容としてすでに整理をしておいたものである。つぎに、

第2図 「経済的メカニズム」の構造 (試論)

その2. 上部構造とのつながり

1. 経済政策

「経済政策」



経済的利害・経済法則

社会的諸階級・階層・集団・利害

a. 経済法則, 作用, 客観的メカニズムの次元

全社会的編成

b. 経済法則, 意識の利用の次元

主体, 意識, 行動—客観的経済過程の主體的側面

上部構造をつうじて

2. 国家の経済的機能の組織の形態, 国家的機関のシステム

「決定・機能」 ( ) 「決定・権限」

「決定・権限」

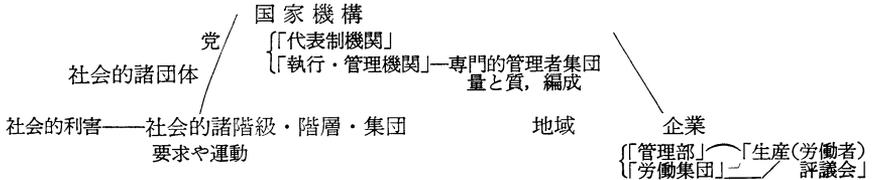
「組織の構造」

全社会的編成 (生産—消費, 経済的連関, 社会的諸問題)

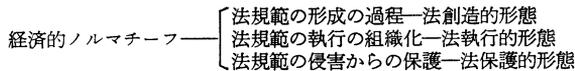
機能の内容 {専門的に分化, 社会的に統括}

執行・管理機関 {普遍的権限機関, 中央計画化機関, 機能的諸機関, 部門的諸機関}

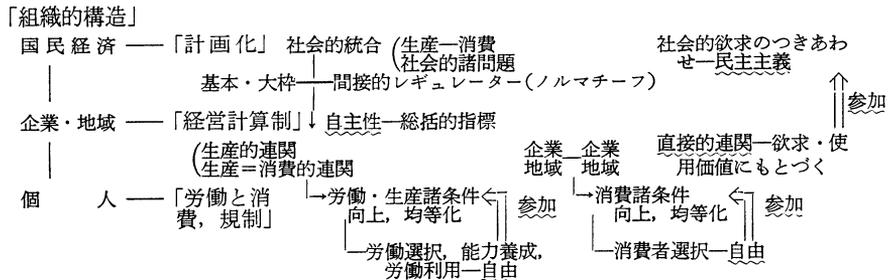
全社会的編成 (産業・企業, 地域, 階級・階層・集団)



3. 国家の経済的活動の法的形態



4. 経済にたいする国家的作用の方法



それらに対する管理の機能の内容的展開である。生産の諸領域のあいだの連関、生産と消費との連関、それらと社会的諸問題との連関をつける諸機能が、一方ではどれほど専門的に分化したものとして、かつ、他方ではどれほど社会的に統括しうるものとして、発展させられているか、それが企業間、産業間、および地域間などの全社会的な編成のなかでたしかめられなければならない。そのうえで、そのような客観的な被規定性と機能的な内容づけをもった管理の決定における権限のありかが問題となっていくのである。国家的管理の組織的形態、機関のシステムは、このような内容のうらづけをもって展開されたものでなければならないであろう。したがって、そのさい、狭義の国家的管理の執行・管理機関にかんしては、イ）統括的な機能をはたす普遍的権限をもつ機関（ザガイノフ）、スタッフ的機関（ブーニッチ）の性格づけ、ロ）それぞれの機能の遂行にかかわる機能的・部門間的機関（ザガイノフ）、機能的・保障的機関（ブーニッチ）の性格づけ、ハ）ラインの機能をはたす垂直的機関（シーゴフ）、実行的管理機関（ザガイノフ）の性格づけの区別が必要となり、そのなかでの管理の諸機関と諸環における決定の権限が具体的に問われていくことになる。詳しくはあとの諸章にゆずらざるをえないが、例えば、ソ連におけるかつての中央集権的な計画と管理システムのばあい、閣僚会議から部門省（および膨大な部門内部局）をつうじて企業にいたる垂直的・実行的な単一のルートにそって、上級レベルでの決定機能と下級レベルでの実行機能とが直接的な指令的方法で結びつけられる。中央計画機関をはじめ機能的諸機関は、もっぱら各部門省を中核とする諸決定のあいだでの調整の機能にとどまらざるをえなくなる。企業のレベルでの統括的な機能とその決定の権限は認められず、そこでの各機能はそれぞれ分断されて上級レベルでのそれに従属させられる。これに対して、近年の分権的な計画と管理のシステムへむかっての変化のばあい、閣僚会議から中央計画機関あるいは機能的諸機関をつうじて企業（あるいは生産合同体）にいたる機能的なルートがしだいに中心にすわるようになり、企業のレベルでの統括的なスタッフ的機能と間接的な方法で結びつけられる。部門省の機能は、経常的なものから技術進歩や投資などの長期的なものへと性格が変化していく。それ

らは、ふつう、一方での国民経済のレベルにおける、工業と農業、重工業と軽工業など部門間構造の調和的な発展、生産と消費・欲求との連関、生産と科学技術進歩、自然環境との連関、生産と社会的諸問題との連関などの社会的連関のいっそうのひろがりともふかまり、社会的一般生産手段や社会的共同消費手段の比重の増大、そしてこれらの社会的再生産過程の社会化の発展にもとづく基本的な大枠のところにかんする統括的な機能と効率的な決定(もっとも消費や欲求に適合したものをもっとも少ない労働や資源で生産するという意味で)、他方での企業や地域のレベルにおける、生産単位のいっそうの専門化・個別化(「製品別専門化」—「部品別専門化」—「技術工程専門化」)にもとづくそれらのあいだでのより高い協業化・統合化=「生産的連関」の発展、生産単位と流通や消費の諸機関とのあいだでのより高い協業化・統合化=「生産—消費的連関」の発展、生活や社会的諸問題をめぐる地域でのあたらしい協同化の発展、そしてこれらの間での直接的契約、直接的連関を統括しうる機能と自主的な決定の権限、ということとある相関関係にたつものである。決定の権限にかんする問題は、このような客体的対象や機能の具体的な内容づけをはなれては、形式的な制度的モデル論におちいってしまうのである。しかしながら、そのような基礎づけをあたえたいうえでは、上部構造と連結していく決定的な環となってくるのがこの決定の権限にかかわるものである、と考えられる。このことを媒介にして、ひとつは、以上のような狭義の国家的管理の執行・管理機関、なかんずくその普遍的権限をもつ機関と代表制機関(国家のレベルでの立法機関、企業のレベルでの労働者評議会や生産協議会などと呼ばれるもの、地域のレベルでの地方ソビエト)との相互関係が、もうひとつは、管理労働・管理要員—専門的管理者集団の量と質、その社会的編成が、展開されうるであろう。

第3に、「国家の経済的活動の法的形態」の次元がつづく。ここでは、法的規範と経済的ノルマチーフの相互関係が媒介する環をなしてくるように思える。

第4に、「経済にたいする国家的作用の方法」の次元であるが、ザガイノフはこれについて、「国民経済の国家的計画的指導の方法」と「国民経済の国家

的な指導・管理の経済的方法」と「勤労者の社会的能動性を向上させる方法」をあげている。しかし、わたくしは、さきに「管理の組織的構造」のところで整理をしておいたように、国民経済のレベル—企業や地域のレベル—個人のレベルの基本的な相互関係のうえで、「管理の機能」と「管理の方法と用具」を統一的に具体化していくというしかたによって、国家の次元における「普遍的利害」の実現にかかわる「計画化」機能、集団の次元における「特殊の利害」の実現にかかわる「経済的指導」機能、個人の次元における「個別的利害」の実現にかかわる「労働と消費に対する規制」機能にわけ、そのさいの国家的作用の方法と用具を展開していったほうがよいのではないかと考える。そのうえで、固有の上部構造的な問題として、ザガイノフが最後にあげるモメントにあたるものを、それらに対する個人や集団の管理への参加という内容でつけ加える必要があるであろう。いうまでもなく、参加のばあいにも、何に対してどのようにして、という内容づけが重要となってくる。同様に、詳しくはあとの諸章にゆずらざるをえないが、近年の分権的な計画と管理のシステムへむかっている変化のばあい、国家の決定はますます基本的な大枠のところだけに限られてくるようになり、間接的な経済的用具で企業のある総括的な指標と結びつけられていく方法が主になる。他方で、労働と消費の諸条件の向上と格差の解消を基礎としながら、労働の選択と利用や労働能力の養成にもとづいた決定の自由の増大、あるいは、個人の消費者選択の自由の増大、および、国民経済や企業・地域における労働・生産諸条件と消費・生活諸条件の形成と利用のありかたの決定に対する労働者や市民の主体的な参加の発展につながっていかねばならないであろう。

第5に、これらの一連の論理的なプロセスをへて、ようやく「政治的システム」の構造と機能に到達することができるのではないかと考えるのである。そこでは、1つには、代表制機関と執行・管理機関の相互関係などの専門的管理者集団の社会的編成、2つには、社会的諸階級・諸階層・諸集団のそれぞれの利害にもとづく要求や運動、3つには、それを普遍的利害にリンクしていく政党や労働組合や社会団体などの位置と役割、が固有に展開されていかなければ

ばならないであろう。

### 〔5〕 ポーランドの「経済機能システム」論

社会主義経済の構造と機能の諸類型にかんするさまざまな理論的ところみのなかから、<sup>28)</sup>ここでポーランドの「経済機能システム」論の系譜だけを取りあげようとするのは、それが社会主義諸国のなかではもっとも古い歴史を有しているからというだけではなく、その論理構造からみてソ連の「経済的メカニズム」論とはおそらく逆の対照をなすひとつの典型であると考えられるからである。また、ポーランドの「経済機能システム」論の主導者の一人であるブルスが、その後それを「政治体制」論と接合させて展開しようとし、そのなかでは「ソ連の型」とならぶ「ユーゴスラビアの型」および「ハンガリーの型」を取りあげ、現存社会主義の主要な型をならべて検討の俎上にのせようとしていたからである。ただ、この節はそれらの詳細な理論史的検討を<sup>29)</sup>課題とするものではなく、以下では、1950年代後半のポーランド経済学者たちの論議のひとつの結晶とみられるブルスの「経済機能モデル」論、その後のブルスによる「経済機能モデル」論と「政治体制」論との接合のところみ、1970年代半ばの新しい関心の高まりを代表するとみられるグリンスキの「経済機能システム」論を取りだして、ソ連のばあいと対比させたその特徴をあたえておくだけにとどめた

い。  
周知のブルスの『社会主義経済の機能モデル』<sup>30)</sup>(1961年)は、「社会主義制度におけるすべての経済決定を3つのグループに分割できる」(邦訳書、105ページ、以下同じ)ということが出発点で論理の中軸をなしている。すなわち、第1は、基本的なマクロ経済的決定で、経済成長のテンポと主要な方向、国民所得分配構造の原則的要素、基本的投資とその配分などにかんする決定がふくまれる。第2は、個人の決定で、消費構造にかかわる決定または職業と就労場所の選択にかかわる決定がふくまれる。第3は、企業および部門における経常的経済決定で、生産の規模と構造、支出の規模と構造、販路と補給源、小規模投資、

勤労者報酬形態の細目などにかんする決定がふくまれる。ふつう、このうち、第1の決定は集権的になされ、また、第2の決定は分権的に市場を媒介として実現され、そのことではどのような社会主義経済の機能モデルについても共通である。したがって、「モデル論究の実質的領域は本質的にはこの第3のグループに限定される」ことになり、「第3のグループの決定が集権化されているか分権化されているかというだけでたがいに異なってくることになる」（105ページ）。集権化モデルの基本的標識は、すべての経済決定（第2のグループを除く）が中央レベルに集中され、最終決定が計画遂行の組織化と統制とともに中央機関に属するところにある。分権化モデル（市場メカニズムの適用をともなう計画経済モデル）は、なによりも経済決定の多重レベルを特徴とし、中央レベルは、マクロ経済的決定によって企業行動の枠組みをなす一般的諸条件をつくりだし、企業がぐだす決定のパラメーターの役をはたす市場の諸量（価格、賃金、利子率、税制など）を適切に決定することをつうじて、優位性を保持するが、その他の経常的なところは企業レベルにゆだねられ、収益性の原則に依拠して自主的に決定されていく。ブルスの「経済機能モデル」論は、このように主体の決定の権限ということが基軸におかれ、そしてそのいかんが経済の3つのレベルのあいだでの「経済機能の能率的メカニズム」（207ページ）のありかたにどう影響をあたえるか、つまり、中央計画の社会的合理性の枠内での「資源の最適配分」（207ページ）の公準、「社会的労働の可処分資源配分の形態」（221ページ）が問題とされていくのである。この「主体の決定の権限」—「機能の形態」—「機能の方法・用具」というつながりは、ソ連の「経済的メカニズム」論における「客体的対象」—「管理の機能（の内容に重点をおいた）」—「管理の方法・用具」というサイクルとは逆のいちじるしい対照をなすものである、といえよう。

ポーランドにおける「経済機能システム」論が、生産関係のいわば本質論の次元とは相対的に独自性をもった機能論の次元の問題がありうることをはじめて体系的に展開し、それをなによりも主体の決定の権限に焦点をしばることによってそれだけ鋭く社会主義的民主主義の課題をうかびあがらせることができ

た功績は、とりわけ強調されなければならない点であろう。しかしながら、そこには実体的内容のうらづけを欠いてくると形式的な制度論におちいっていく危険性もまたあったのである。そのモデル論の基礎には、中央のレベル—企業のレベル—個人のレベルの3つの経済レベルがいたってスタティックに不変の前提としておかれていた。すでに「管理の組織的構造」のところで検討を加えておいたように、このような経済的レベルからなる組織的構造の内容は管理の客体と主体の双方からの統一としてあたえられてくるものであって、一方では、生産と消費をめぐる国民経済の社会主義的再生産過程、企業の再生産過程、個人の労働と欲求のそれぞれの次元のあいだでの相互規定的なヒエラルヒー的關係があり、他方では、それらに対する固有の管理の機能の内容とそれに照応する管理の方法・用具があり、このようななかでそのいわば結節点として管理の決定の権限の問題が位置づけられてくるのである。わたくしが、「経済的欲求・経済的利害」論を基礎において、労働と欲求、そして主体の制御からなる各モメントを、生産関係の体系全体および国家—企業—個人の相互関係にそくしてはじめに内容的に展開しておこうとこころみたのも、このゆえにほかならない（4章5節参照）。このようなヒエラルヒー的構造、それぞれの内容において相違する面、対立しあう面と共通する面、統一される面をもつ組織的構造の展開は、また、その実体的内容の発展の方向をもあたえてくれるものであった。わたくしが、生産の社会化と消費（生活）の社会化を基礎として、それが集団や個人の分立性と自主性にどのようなつながっていくかを展開しなければならない、と述べていたところである（4章6節参照）。客体的対象の発展は、それぞれ相対的独自性をもちながら、しかし管理の機能の内容と形態、管理の方法・用具を変化させるのである。ところが、「経済機能モデル」論では、3つの経済レベルがスタティックな前提としておかれ、もっぱら「計画遂行の仕方および中央計画と企業計画の結合の形態」（225ページ）が問題とされていくために、「集権化モデルと分権化モデルの中央計画には本質的な差はない」（224ページ）ということですまされてしまうことになる。同様に、個人のレベルについてもその経済的刺激体系や参加の問題は、「社会的側面」（249ページ）とし

ては言及されるが、「経済機能モデル」論からははずされていかざるをえない。そして、結局は、企業のレベルの権限のありかたとそれが機能の形態と公準に及ぼす影響の問題だけに局限されてしまうのである。

しかしながら、企業の自主性の拡大、分権化の発展を志向する「経済改革」のその後の実際の紆余曲折をたどる進行過程は、それ以外の多くの重要な諸問題、経済的諸要因および政治的諸要因とのつながりを、その理論体系のなかにとりこまれなければならないようにさせていったのである。

ブルスは、1950年代後半の「経済改革」の第1波、60年代後半のその第2波が円滑に進まなかった最大の要因を「政治体制」からの制約にあるとして、70年代には「経済機能モデル」論と「政治体制」論との相互関係の解明にむかうようになる。その『社会主義的所有と政治体制』(1975年)<sup>31)</sup>の冒頭のところで、「前著は経済の機能システム—経済諸決定の集中化の程度、市場機構の役割、物質的刺激の形態、等—の分析に限定されており、生産関係の総体、とりわけ生産手段の所有関係は分析されていない」、「このアプローチはあまりにも狹隘」であって「社会主義体制の根本に触れる深部からの変化」(邦訳書、7ページ、以下同じ)をあきらかにしえない、と述べている。ところが、その所有関係の中身とされるものが、ふたたび主体の決定の権限という側面からみられたものだけなのである。ブルスは、社会的所有の定義として、「(1)生産手段は社会の利益のために用いられなければならない。かつ、(2)社会はその所有する生産手段にたいする実効的処分権をもっていなければならない」(43ページ)とし、この「二つの要件は同等の重要性をもったものではないということである。決定的なのは第二の要件」(48ページ)である、とする。そこでは、社会的所有の生産関係の総体をつうじての経済的実現形態として、かってわたくしがこころみようとした内容の問題などは全く問われもしない。これは、すでに藤田勇氏が、「社会的所有の現実的内容を、主体(労働者、労働集団)の客体(生産手段、生産物)に対する関係、前者による後者の運用にかんする決定権のあり方にみようとする考え方」、「社会化の現実的内容を、生産関係としてではなく、その外的連関、すなわち意思関係にみ、所有を制度的=法律的形態の面にとらえる

考え方<sup>33)</sup>と批判されていたものである。

だから、社会的所有の内容は、所有の主体としての国家や「政治体制」における権限のあり方によって、逆に規定されてくるものとなる。まず、「国権主義モデル」の特徴は、「生産手段所有者の機能が直接に国家自体によって果される」(62ページ)ところにあり、「ここでは社会は直接に経済の領域では生産手段にたいする処分権を行使する前提条件を奪われており」、「こうして社会化の問題の全比重は政治の次元に転位する」(64ページ)。ところで、ソ連や人民民主主義諸国では、その「政治体制」が民主主義とは正反対の国家行政機構・党機構・政治警察の三位一体的協力に変質してしまった。つぎに、これに対するアンチテーゼがユーゴスラビアの「自主管理モデル」である。その基礎には、生産手段の社会化をその国家化と峻別し、それを一回限りの行為ではない過程としてとらえるという動態的定式化がある。そして、国家による間接的社会的所有を拒否し、生産者の連合による直接的社会的所有をうちたてようとする。中央レベルでの国家によるあらゆる経済決定が否定されようとするが、現実には、「サブシステム」(労働現場)に対する「システム」(中央レベル)の優先性を維持しなければならないという要請によって、両者の関係は逆になっており、労働者自主管理は国家レベル全体の政治的民主主義との関連ではじめて機能しうる第二義的、補足的なものになっている。ところで、ユーゴスラビアの政治体制は、「反対派を許容せず、社会主義的發展に別の道の可能性があることを説明する機会、またはそのような別の可能性を受け入れるように社会に勧告する機会を与えない。個人ないし人々の集団が、選挙民の投票を引きつけるべく本当に競い合うことによって政治的意思決定を行なう権利を獲得する、といった条件は創り出されていない」(138~139ページ)、というソビエトの体制と同一カテゴリーに属する。さらに、ポスト・スターリン期の諸変化が、三つの次元—社会・経済的側面、権力行使の方法の面、経済の機能システムの面—から検討されていくが、それらの相互関係の分析の出発におかれる社会・経済政策における変化とは、人民の物質的欲求の充足度における発展と所得分配パターンの変化という側面にだけ限定されたものである。そして、それが権力または

直接の政治的強制を用いる方法、形態の一定の変化をもたらしていったつながりが指摘されるが、政治体制の中身には原則的な変化はなかった、とされる。そこでいわれる「中身とは、共産党内の一握りの支配集団の手中に権力が独占されていることである」(196ページ)。また、「経済改革」についても、それが首尾一貫したかたちで導入されたハンガリーでは、政治面でのあるていどの進展をともなったが、「労働者自主管理の問題は回避」(239ページ)され、「党指導部による国民の全政治生活の有効なコントロールの原則がくつがえされなかった」(237ページ)。だから、「一般的にいて体制の民主化に、直接に企業レベルでか、間接に中央への権限集中度を引下げることによってか、いずれにせよ民主化に貢献するような、機能システムにおける基本的な変化は、ポスト・スターリン時代には、何ひとつ起こらなかった」(240ページ)、という結論がひきだされてくるのである。「社会主義の国権主義モデルを構成している生産諸関係の根本的特徴、とりわけわれわれが問題の核心的部門と考えている政治体制の根本的特徴は、無傷のままである」(240ページ)からである。すべてが、決定の権限のありか、しかも政治体制におけるそれから裁断されていくなかで、経済過程の変化の総体的な内容、計画・管理の機能と方法・用具の変化の豊富な内容が落とされていくのである。

さいごに、生産手段の真の社会化の将来展望というかたちで、生産力の発展が政治体制の民主化につながっていかざるをえない客観的必然性が論証されようとするのであるが、この論理構造のなかにブルスの方法がもつ問題点が集約的にあらわされているように思える。なによりも、「生産諸関係の範疇は、社会主義のもとでは、権力がどのように行使されるか、そのされ方と不可分である。生産力と生産諸関係のあいだの矛盾は、なによりもまず生産力と政治体制のあいだの矛盾として現われる。そして、生産力と生産諸関係の必然的一致の法則は、政治体制を一定の段階の生産力発展の要求に適合させるという方向で作用する」(285ページ)ということから、生産力→政治体制→生産関係という唯物史観の基本的範疇の逆転の命題<sup>34)</sup>がその基礎におかれていることである。その第一のプロセスは、生産力の発展が政治体制の民主化にとってマイナスに作

用する要因とプラスに作用する要因にわけて検討されるのであるが、「われわれのテーゼはこうである。意思決定の目的と方法がますます複雑化している。このことが原因となって、……後者が優勢をしめ、長期の発展を窮極的に規定する力になっている」（254ページ）と断定的に述べられる（おそらく、生産関係の内容や計画・管理の機能の内容を論ぜずして、このテーゼ自体の論証をこころみようとするのは不可能なことであろう、と考えられるのであるが）。そして、その後者の内容が、ひとつは、中央レベルの意思決定機関への入・出情報の回流ということにそくして、もうひとつは、意思決定への参加という動機づけの要因にそくして、ここでもまた決定の権限という「民主性」の軸と機能の「効率性」の軸を媒介として、内容をぬいた形態論の次元で生産力と政治体制とが直結されようとするのである。そのうえで、その第二のプロセス、政治体制と経済改革との相互関係が検討されていく。ここでは、一方で、経済改革はそれ自体政治的民主化の経済的規定因の一つと考えなければならないことが決定の権限と人事の面に焦点をあわせて述べられるが（ある種の決定の下位レベルへの移譲、労働者自主管理実現のための物質的条件の強化、企業の人事政策合理化の一定の可能性）、他方で、中央レベルの決定には及ばないという限界があり、経済改革の直接的政治的意義は決定的なものではありえないとされる。そして、「経済改革が解決する問題領域から生まれるのではなく、反対に経済改革が暴露ないし悪化させた問題や矛盾から生まれる」（276ページ）というその間接的な意義とがかれるのである。それは、経済における改革、「サブシステム」における分権化や労働者自主管理の進展と「システム」における中央の政治的民主化の遅滞とのあいだの矛盾がますます尖鋭化していく、というネガティブな意義においてである。だから、それを解決する唯一の妥当な方向として、「中央の民主化、『サブ・システム』の全体的決定への参加を通して、『システム』全体と『サブシステム』との相互浸透をはかること」（278ページ）があげられるのであるが、それも、その相互浸透の内容と矛盾解決への諸条件の形成を経済過程と政治体制のそれぞれにそくして内在的にたどっていくことによってではなく、外的に対置された2つのレベルのあいだのギャップの拡大が社会主義の本来的な社会的統合の

理念をほりくずしていくからそれで「あるべき」だ、とする理念論になってしまっているのである。

これは、政治学のほうからも、『民主主義』をア・プリオリに外からあてはめる基準として設定するのではなく、社会主義的民主主義としてのその発展を展望することは、社会主義的所有の内部構造のたちいった分析なしには不可能である<sup>35)</sup>、と批判されているものである。そして、このような制度論的な理念論的なりあつかいが、「問題の核心的部門」とされる 当の政治体制の概念内容の展開そのものをも、きわめて抽象的にかえって貧弱なものにしてしまっているのである。「ブルスにあっては、一方で所有の構造がほとんどもっぱら『生産手段の処分権』の直接的な担い手——私人か、国家か、それとも『社会』か？——の問題として論じられ、他方でこのことから——生産を全社会的規模で組織しかつ実現するという社会主義的所有の主体的構造を分析する視角が稀薄なために——政治システムを、国家（政府）と『社会』一般との関係という抽象的なレベルでのみとりあつかうことをよぎなくされている」、「政治の民主化を軸とする『公的所有』（国家的所有）の現実の社会化という実践的課題の提起に対応した具体的提案が、いわば伝統的な議会制民主主義（『政府の社会への実効的な依存』の体制とその前提としての言論・結社の自由、選挙制度改革、反対派の許容）に帰着している点を指摘しなければならない。この『根本的変革』によって、『民主主義と経済効率との肯定的関係』は確保されたとしても、いうところの『ひと握りの指導的エリートによる無制限・無統制権力の独占』の解消の道はかならずしも明らかではない<sup>36)</sup>」。

以上のように、実体的内容の十分な基礎づけをもたないまま主体の意志決定の権限ということだけが基軸となって展開されていくとき、その経済改革と政治体制の民主化の相互関係はどうしても形式的な制度論や理念論に落ちいっていかざるをえないように思えるのである。わたくしは、主体の決定の権限がなかならず経済と政治の媒介環において基本的な意義をもってくるということを正しくおいたうえで、それを基礎づける客体的対象の内容、管理の機能の内容などの経済的メカニズムの構造と機能をまず総体的にあきらかにし、ついで政

治的システムの構造と機能を総体的にたどっていく、というオーソドックスな方法をやはりとる以外にはないのではないかと考えるものである。

つぎに、グリンスキの論文「社会主義経済の中央管理システムとその展開」<sup>37)</sup>をとりあげてみよう。これは、自身がそのなかで書いているように、「1970年代半ばに、社会主義経済全体の機能システムについてのアプローチと解明に関する経済学者のあいだでの新しい関心の高まりを見いだしている」（邦訳論文、70ページ、以下同じ）、そのなかでの「ポーランド学界のかなり一般的な議論と水準を代表する優れた論文」<sup>38)</sup>といわれるものである。興味があるのは、このなかでまた、1950年代後半のさきのブルスの「経済機能モデル」論の段階とは異なったいっそうの理論展開をせまられるようになった実践的背景が語られていることである。すなわち、「社会主義諸国における経済改革の主要な欠陥は、提起された改革の首尾一貫性、包括性の欠如であった。このことは、ポーランドにもあてはまる。改革は、包括的であることを要求したが、その実施はこま切れであった。殆んどの場合、注意は、中央計画機関と経済組織（企業）との間の諸関係の上に集中された。きわめて重要な管理の二つの分野は、改革の範囲外におかれた」（81ページ）として、ひとつは、直接生産者の仕事への態度をあげる。つまり、動機づけ、インセンティブ、経済的刺激、あるいは個人や階層の諸活動の統合などの問題であるが、経済改革が実施されつつある時期には経済組織の内部におけるこれらの管理の諸問題への関心は減退する、という経験を反省している。もうひとつは、経済全体のレベルにおける戦略的な計画化および管理の質（水準）の問題であり、1970年代後半のポーランドでは、市場の巨大なインバランスおよび外国貿易におけるインバランスのために、管理の集権化への復帰を余儀なくされたものであった。すでにみたように、これらの2つは、ブルスの論理展開の中心からは外されていたものである。

さて、グリンスキは、システム・アプローチが経済の機能および構造にかんする伝統的な分析的手法の水準をひきあげるうえで役立ってきたと述べ、組織と管理の一般理論にしたがって、社会主義経済管理システムを2つの基本的サブシステムにわけた。ひとつは、管理サブシステム（制御域）で、それは、計

画化，組織化，動機づけ，統制，人事開発・管理システム改善にわけられる。もうひとつは，被管理サブシステム（実物域）で，それは，研究開発，投資，供給，配置（生産準備，労働力配置，機械・設備保全），生産，保管・販売にわけられる。「経済的メカニズム」論との対照でいえば，前者は管理の機能による区分，後者は被管理対象による区分にあたるといえよう。そして，1970年代後半以降，新しい論議のたかまりのなかで精緻化がすすみ，そのなかで管理活動の主要領域に対応する諸構成要素や中央レベル・下位レベルでの管理諸機能の諸構成要素の区分が必要とされるようになったとして，次のような経済機能システムの全体が展開される。(1)中央計画化。(2)経済および非経済的諸組織の組織的構造——制御域や実物域の基本的環を構成すると同時に，経済システムの諸要素のあいだの垂直的・水平的・間接的相互関係を決定する。(3)経済制御と誘導諸用具の体系（価格，利子率，課税など）——経済組織の自律的行動を規制するのに役立つ。(4)動機づけの機能——生産性ならびに人間の創造性を刺激することにある。これは，労働者および管理者の双方の報酬の諸原則にあてはまる。経済機能システムのすぐれた本質的な要因であり，上記3つのカテゴリーのどれにも入らないものである。(5)管理要員の人事および経済機能メカニズムの改善。その他に，法的規範や手続原則の特殊な体系などがふくまれる。このように，全体的展開となってくると，ソ連の「経済的メカニズム」論の構成とかなり似かよったものになっていくことに気づくであろう。

しかしながら，そのうえで，ポーランドの「経済機能システム」論の伝統的成果をうけついで，決定の権限にかかわる集権的システムおよび分権的システムの視角が適用されていくのである。グリンスキは，1956年から76年のあいだに社会主義諸国で実施された経済改革の経験にもとづいて，経済機能システムを4つの類型にわけた。ヴァリアントⅠ—1950年代にすべての社会主義諸国で特徴的であった集権的計画・管理システム。ヴァリアントⅡ—集権的計画化と経済諸単位の一一定の自律性との結合，ポーランドの1956—58年改革後の状態，ソ連の1965—67年改革後の状態，ルーマニアを除いた1960年代のほとんどの社会主義諸国の状態。ヴァリアントⅢ—中央計画と経済諸組織の相当に広範な自

律性との結合、1968年以後のハンガリーで適用されたもの、部分的には1972年から75年までのポーランドのWOG（大規模経済組織）システム。ヴァリエントⅣ—経済諸組織の最大限の自律性によって特徴づけられ、1950年代末以後のユーゴスラビアで実施されてきているもの。そして、それぞれのヴァリエントが、さきに列挙した経済機能システムの主要な構成要素ごとにどのような違いをもつかを検討していくのである。(1)の基準は、中央計画の役割と指令的指標の性格と範囲による区別である。(2)の組織的構造の基準にかんしては、国家管理の上級諸機関の構造の区別だけがとりだされてくるが、それは管理のこのレベルで明白な構造の違いが生じるからという理由である。ここでは、閣僚会議から経済組織へつうじる従属の系統、部門省の位置と役割、超部門の性格をもつ管理の特殊な部門貫通的機関（中央計画化機関、金融・財政、労働、賃金、価格など国民所得の分配をとりあつかう諸機関、科学技術省など専門的機関、統制機関）の位置と役割が焦点となる。(3)の基準は、長期的経済ノルマを含む経済的諸用具およびそれに関連した経済システムにおける市場の役割による区別である。これは、もっとも典型的な経済手段としての「価格」、奨励、発展ファンドをふくむ「利潤」、「投資金融」の範囲と源泉、「信用」の適用範囲、有償の度合い、利子率、「賃金」の変性が決定される方式、の6つの領域からなる。但し、このなかには、費用・収益計算あるいは市場といった複雑な経済諸カテゴリー、経済組織の評価の手段や原則はふくまれていない。経済的メカニズムと決定の権限との相互関係にかんするグリンスキのような展開のしかたは、わたくしが主張しようとするところときわめて近いが、ただその内容については、例えば(2)の組織的構造は、客体的対象と主体の双方から規定されてくるところの内容のうらづけよりもたんなる管理諸機関の制度としての側面が主となったものであるし、そのこととも関連して全体的に管理の機能の内容よりもその方法と用具に重点をおいたものになっている、という「経済機能モデル」論いらいの特徴を残しているように思えるのである。

さいごに、以上の諸ヴァリエントのあいだに漸進的進化の論理があるかどうか、社会主義諸国の経済改革の経験にてらして、その変化に影響をあたえた

実践的諸要因と結びつけて分析される。そのさい、ユーゴスラビアのヴァリエントⅣだけは、国家・政治システムの新しい解決の探求の結果としてうみだされた異なった起源をもっているので、別だとされる。1960年代にヨーロッパのほとんどの社会主義諸国はヴァリエントⅡを採用した。だが、チェコスロバキアでは、1960年代半ばの政治的・経済的危機に対する国家当局の反作用の故に、また、東ドイツでは、経済改革を進めている近隣諸国のパフォーマンスの否定的評価の故に、ヴァリエントⅠとヴァリエントⅡの中間的位置に慎重に撤退した（再集権化のプロセスは非常に限定されたものであるが）。ポーランドでは、1973—75年のWOGの包括的経済的・財務的システムによるヴァリエントⅢの導入のころみは、市場に生じた相当の緊張の故に、ヴァリエントⅡに復帰した。ハンガリーでは、ヴァリエントⅢの適用が一定の経済優位性をしめしている（世界市場の要請への適応、価格の働き、経済のイノベーション、より高い生産の質、より大きな革新能力、技師、エコノミスト、管理者の創造的能力の活用）。ところで、1970年代後半のポーランドでは、市場と外国貿易のはなはだしいインバランスのため、管理の集権化に復帰せざるをえなくなり、「分権的管理へのラディカルな転換を現時点で構想することは不可能であるが」、「蓄積された経験が豊かになるにつれ、経済がダイナミックな均衡状態に復帰すると同時に、1980年代に、経済機能システムの新しいいっそう改善されたプログラムが導入されるだろうことがまさに起りそうに思われる」、そして、そのなかでは「管理のさまざまなレベルの間での、明白な権限の分割が、1980年代における経済管理システム改善の次の局面の要石となるにちがいない」（83ページ）、としてグリニスキの論文は結ばれるのである。

ふりかえてみると、ポーランドにおいては、エコノミストの理性的な認識にもとづく改革構想の準備ということ、労働者や国民の下からの直接的な政治的な欲求の圧力ということ、さらに上述の国民経済や市場のバランスということとのあいだの不幸なチグハグ、あるいはトリレンマのなかで、経済改革の実際の進展がたえず一進一退、紆余曲折をくりかえしてきたように思える。そして、企業の分権化を出発点とした「経済機能システム」論は、これらの経済的

・政治的諸要因をとり込んで、ますます豊富な全体として展開されていかなければならないようになっている、といえよう。いま、1980年夏いらいの「連帯」運動とそれに続く「軍政」という社会主義史上未曾有の事態のもとで、歪められた形であるとはいえ、しかしながら経済改革が新たな動きをみせつつある、といわれる。<sup>40)</sup>そこでの構想は、従来の「指令・割当システム」の廃棄と企業の「3つのS」——「自律性」「自主管理」「独立採算」——を中心にして、次のような柱がおかれているようである。(1)計画化システム—中央計画は、中央投資プロジェクト、国防、国際協定にかんする目標をのぞいて直接指令をふくまない、その計画の作成と実施の過程に対する代表制機関と社会的諸組織の役割が決定的に強化される（「計画の社会化」）。(2)組織システム—国営企業、協同組合企業、個人企業に同等の権利と義務が保障され、その後2者の活動分野は拡大される、大規模経済組織は解体されて新たな自発的企業連合が形成される、部門省が権限縮小され整理統合されて機能省の役割が強化される。(3)規制システム—中央計画と企業の自主計画との整合をはかる中央計画機関の規制用具は、経済的（間接的）用具、直接的用具、法的・組織的用具にわけられる。そのうち、基本をなすのは経済的（間接的）用具で、価格、課税、補助金の原則、企業諸ファンドの形成原則、個人所得の規制用具、生産手段利用課税、銀行利子、外貨換算率などからなる。直接的用具は、計画の基本にかんする情報、諸経済主体間の契約、権限の認可、投資配置の法的原則などからなる。法的・組織的用具は、企業の設立、解散、企業連合の許認可、経営指導部の任免権などからなる。(4)労働者自主管理システム。

このような経済機能システムの今後の帰趨は、その全体を構成するそれぞれの要素のあいだの相互関係がどのような実体的内容のうらづけをもって整合的に展開されていくか、そのいかににかかっているように思われる。

## 〔6〕「経済的メカニズム」の構造（試論）

さいごに、「経済的メカニズム」の構造についての以上の検討を要約的に

まとめなおしておきたい。ただ、ここでは各モメントよりなる構造論的な体系の試論であって、それらのあいだの動態論的な相互関係の展開はあとの章での残された課題となる。

理論的体系化のための基礎視角は、主体と客体の相互関係を軸とする管理関係のなかに、「経済的メカニズム」のそれぞれのモメントを位置づけなおしていくことであった。

その第Ⅰのグループには、管理の客体とかかわるものがまとめられる。再生産過程での欲求・消費と労働・生産との相互関係、生産の社会化と消費（生活）の社会化、それらをめぐる経済の社会的連関の形態などである。これらの内容をあたえてくれるのが、2章での「生産の社会化」論および4章での「経済的欲求・経済的利害」論なのである。つまり、要点だけを記せば、国民経済のレベルにおいては、工業と農業、重工業と軽工業など部門間構造の発展、生産と消費・欲求との連関、生産と科学技術進歩、自然環境との連関、生産と社会的諸問題との連関などの社会的連関のいっそうのひろがりとおかまり、社会的一般生産手段や社会的共同消費手段の比重の増大など、社会的再生産過程の社会化がすすむ。企業や地域のレベルにおいては、生産単位のいっそうの専門化・個別化（「製品別専門化」―「部品別専門化」―「技術工程専門化」）にもとづくそれらのあいだでのより高い協業化・統合化＝「生産的連関」の発展、生産単位と流通や消費の諸機関とのあいだでのより高い協業化・統合化＝「生産―消費的連関」の発展、生活や社会的諸問題をめぐる地域でのあたらしい協同化が発展する。そして、このような生産・生活過程における社会的連関の発展は、それにはいる生産単位や消費機関の分業化・専門化にもとづく構造的分化・機能的分化をとともなうものであり、それはそれぞれの分立性（自立性 *обособленность*）の一定の変化をひきおこしていく物質的基礎となる。個人のレベルにおいても、労働と消費の諸条件の向上と格差の解消がすすむ。ただし、これらのことが、生産単位や消費機関の経営的な自主性の拡大とそれにもとづくそれぞれの間での直接的契約、直接的連関の発展にどのようなつながっていくか、あるいは、労働の選択と利用や労働能力の養成に対する個人の個性にもとづいた決定の自

由の増大，個人の消費者選択の自由の増大，および，労働・生産諸条件と消費・生活諸条件の形成と利用のありかたの決定に対する労働者・市民の主体的な参加の発展にどのようなつながっていくか，それは次の第Ⅱグループの内容の独自の展開いかんにかかわる。

第Ⅱのグループには，客体と主体のあいだでの固有の管理関係といわれるものがまとめられる。まず，「管理の機能」にかかわるもので，一般的には「計画化」「組織化」「規制」「計算」「点検」などの諸機能がわけられるが，うえの第Ⅰグループとのつながりで規定されてくるその内容づけが大切である。すなわち，生産の諸領域のあいだの連関，生産と消費との連関，それらと社会的諸問題との連関をつける諸機能が，一方ではどれほど専門的に分化したものとして，かつ，他方ではどれほど社会的に統括しうるものとして，発展させられているかという内容である。これらには，情報活動が関係する。つぎに，「管理の方法と用具」にかかわるもので，方法と動機づけ，経済的な刺激として，経済的用具がふくまれる。そして，要の位置を占める「管理の決定」，そこでの権限にかかわるもので，さきの生産単位や消費機関の自主性とそれにもとづく直接的連関，個人の決定の自由や参加などがふくまれる。それは，一方では，その基底によこたわる「経済的欲求・経済的利害」における意識的な制御の実現，自由の実現とつながるものであり，他方では，「経済的メカニズム」と上部構造を連結するもっとも重要な媒介環となるものである。

第Ⅲのグループは，管理の客体の構造と主体の構造の双方から規定される「管理の組織的構造」であり，このなかでうえの「管理の機能」，「管理の方法と用具」，そして「管理の決定」が具体化されていく。国家との相互関係という視点でみたばあい，国民経済のレベルにおける「計画化」機能，集団（企業あるいは地域）のレベルにおける「経済的指導」機能，個人のレベルにおける「労働と消費に対する規制」機能にわけられ，それらのあいだでの集権化と分権化が展開されていく。

第Ⅳのグループは，「管理労働・管理要員」であり，それはつぎの上部構造の「専門的管理者集団」のモメントにつながっていく。

「経済的メカニズム」の上部構造的モメントについては、両者を連結していく次のような論理的プロセスにそくした整理ができるのではなからうか。

第1に、まず展開の出発的な範疇として、経済と政治の全体的な統一である「経済政策」がおかれることである。

第2に、「国家の経済的機能の組織的形態、国家的機関のシステム」については、それを国家的管理の決定をめぐる機能と権限ということによって整理をし内容づけをあたえていかなければならない。その1つは、管理の客体的対象との相互関係、それによる被規定性である。さきの「経済的メカニズム」の第Ⅰグループの内容とのつながりであるが、政治的諸関係にあってはなにかんづく社会的諸問題をもふくむそれらの総体の全社会的規模での編成が問題となってくる。その2つは、管理の機能の内容的展開である。さきの「経済的メカニズム」の第Ⅱグループの管理の機能の内容とつながってくるものであるが、それらが企業間、産業間、および地域間などの全社会的な編成のなかで具体化されていかなければならない。その3つは、以上のような内容の基礎づけをもった管理の決定における権限のありかの問題である。それが、まず、狭義の国家的管理の執行・管理機関にかんして、それぞれの総括的な性格、機能的な性格、垂直的・実行的性格にそくして、検討されなければならない。そのうえで、それらの諸機関と代表制機関との相互関係、専門的管理者集団の量と質、その社会的編成が展開される。

第3に、「国家の経済的活動の法的形態」である。

第4に、「経済にたいする国家的作用の方法」であるが、さきの国家の次元における「計画化」機能、集団の次元における「経済的指導」機能、個人の次元における「労働と消費に対する規制」機能にわけ、そのさいの国家的作用の方法と用具が展開される。くわえて、固有の上部構造的モメントとして、それらに対する個人や集団の管理への参加がふくまれる。

第5に、固有の「政治的システム」への連結である。

- 1) 「経済的メカニズム」というのは、хозяйственный механизм またはそれとほとんど同義の механизм хозяйствования の訳語である。「経済メカニズム」と

訳されるばあいもあるが、わたくしが「経済的メカニズム」とするのは、つづいて検討を加えるように、それが生産力や上部構造との境界領域をも含む広義の概念内容をもっているからである。しばしば、その広義の「経済的メカニズム」のなかで技術的側面や法的側面と区別された狭義の経済的側面が *экономический механизм* とされることがあるが、このばあいは「経済メカニズム」と訳すことにした (例えば、Под редакцией А. С. Гусарова, *Совершенствование хозяйственного механизма развитого социализма*. 1981. с. 23-24.)。

- 2) Структура и пути совершенствования хозяйственного механизма развитого социалистического общества, *Экономические науки*, 1979, 10.
- 3) *XXIV съезд коммунистической партии советского союза, стенографический отчет*, I, сс. 90-96.
- 4) Л. И. Абалкин, *Хозяйственный механизм развитого социалистического общества*, 1973.  
 Л. И. Абалкин, Сущность, структура и актуальные проблемы совершенствования хозяйственного механизма, *Экономические науки*, 1978, 8.  
 Л. И. Абалкин, Хозяйственный механизм и экономическая политика партии, *Вопросы экономики*, 1980. 1.  
 П. Г. Бунич, Хозяйственный механизм развитого социалистического общества, *Экономические науки*, 1978, 4.  
 П. Г. Бунич, *Хозяйственный механизм развитого социализма*, 1980.  
 Под редакцией П. Г. Бунича, *Хозяйственный механизм управления социалистической экономикой*, 1984.
- 5) Л. И. Абалкин, *Хозяйственный механизм развитого социалистического общества*, 1973, сс. 34-35.
- 6) *Социалистическая собственность и совершенствование форм общественной организации производства*, 1974, сс. 32-39. および, В. Н. Черковец, *Социализм как экономическая система*, 1982. сс. 234-246.
- 7) Под редакцией А. С. Гусарова, *Там же*, сс. 7-47. グサロフは、「経済的メカニズム」の構造的骨格への第一次的接近として、次の3つのものをあげる。  
 ①社会主義の客観的な経済法則のシステム、②経済的利害のシステム、それは経済的な刺激や指標のなかに反映されていく、③経済的形態のシステム、その総体はヒエラルヒー的体系をなし、その基礎には国民経済計画がよこたわる、その他の経済的形態はその遂行の刺激として役立つ。「経済的メカニズム」は管理関係よりも狭義であるとするものには、他に、ドロギチンスキーなどがある (Под редакцией Н. Е. Дорогичинского, *Совершенствование механизма хозяй-*

- стовования в условиях развитого социализма, 1975.)。
- 8) И.И. Сигов, *Обобществление производства и развитие системы управления экономикой*, 1977. И.И. Сигов, *Хозяйственный механизм как управляющая подсистема народного хозяйства*, *Экономические науки*, 1977, 5.
  - 9) Его же, *Обобществление производства и развитие системы управления экономикой*, 1977, сс. 80-81.
  - 10) В.Г. Афанасьев, *Человек в управлении обществом*, 1977. その第3章「管理の主体としての人間（管理労働）」, 第4章「管理システムにおける人間」, 第5章「人間—管理の客体」を参照。アフナーシェフには, その他に次のような一連の体系的労作がある。*Научное управление обществом*, 1968. *Научно-техническая революция, управление, образование*, 1972. *Социальная информация и управление обществом*, 1975. *Системность и общество*, 1980.
  - 11) Г.Х. Попов, *Проблемы теории управления*, 1974, с. 123.
  - 12) В.Г. Афанасьев, *Человек в управлении обществом*, 1977, сс. 82-83.
  - 13) 拙著『社会主義的所有と価値論』青木書店, 1976年, 207~214ページ。岩崎俊夫「ソビエト最適計画論の特徴と問題点」, 『土地制度史学』第80号。
  - 14) 例えば, Под редакцией Н. П. Федоренко, Н. Я. Петракова и др., *Хозяйственный механизм функционирования социалистической экономики*, 1982. (Федоренко・Петраков編著, 田中雄三訳『現代社会主義経済の機能メカニズム』ミネルヴァ書房, 1984) ただし, この本は, 東欧諸国の研究者との共同執筆になるものであり, また, ソ連と東欧諸国の経験の総括に力点がおかれたものである, という制約をもつ故にむしろ当然のことかもしれないが。
  - 15) А. Г. Аганбегян, *Управление социалистическими предприятиями*, 1979.
  - 16) И. П. Ильинский, Н. В. Черноголовкин, *Политическая система советского общества: Понятие и структура*, *Советское государство и право*, 1977, 1. この節での「政治的システム」論の内容と文献にかんしては, 大江泰一郎氏, 菊井禮次氏の御教示にあずかった。記して厚く感謝したい。
  - 17) Г. Х. Шахназаров, *О некоторых тенденциях развития политической системы социализма*, *Советское государство и право*, 1978, 1.
  - 18) Ronald J. Hill, *Soviet politics, political science and reform*, 1980. (ロナルド, J. ヒル, 菊井禮次訳『ソ連の政治改革』世界思想社, 1984年) 菊井禮次「ソ連における『政治学』の形成と『政治改革』の関連について」, 『立命館法学』168号, 1983年第2号, に紹介がある。

- 19) 拙論の4章の「経済的利害」と国家の相互関係の展開を参照。なお、ソ連の政治学者シレンコも、国家的管理における決定の機能にそくして、ふつうはその準備、採択、方向づけといった外的なメカニズムの標識が強調されるけれども、その内的基礎として欲求 *потребность* と利害 *интерес* の概念がよこたわる、と述べ、ほぼ同様の展開をこころみようとしている (B. Ф. Сиренко, *Проблема интереса в государственном управлении*, 1980.)。
- 20) ロナルド, J. ヒル, 邦訳書, 159ページ。
- 21) 同上書, 160ページ。
- 22) 同上書, 196ページ。
- 23) 同上書, 201~202ページ。
- 24) *Разработка проблем теории социалистического государства, круглый стол, Советское государство и право*, 1983, 7-9. 大江泰一郎訳・解題「ソ連における政治改革論の動向」, 『科学と思想』第52号, 1984年4月。新美治一「『ソビエト国家と法』編集委員会の企画・主催による『社会主義国家論の到達点とその諸課題について』の討論集会」, 『法律時報』1983年11月号。
- 25) もっとも、いくつかの注目すべきころみはみられるようである。例えば、B. П. Курашвили, *Государственное управление народным хозяйством: перспективы развития, Советское государство и право*, 1982, 6. とその末尾に掲載されている諸論文を参照。クランビリ論文は、企業の自主性の拡大、その権限と責任の問題に焦点をあてて、国民経済の国家的管理のシステムの“基本的”“本質的”“総合的”改革の必要を論じたものである。第一に、計画化における国家と企業の相互関係の改革である。すなわち、国家計画は企業に対しては義務的課題の形態では割当られない。企業はその生産的・経営的活動の五カ年計画と年度計画を採択する権限をもつ。企業計画と国家計画との照応は国家諸機関の権力的・組織的活動および主要には経済的なこと刺激によって達成される。第二に、企業のレベルにおける組織的・法的メカニズムのシステムの改革である。その特徴は、真に完全な経営計算制、企業の組織的自主性の拡大、自主管理 (самоуправляемость) にある。第三に、国民経済や部門のレベルにおける国家的管理のシステムの改革である。なによりも、部門省の狭い専門性と分立性によって性格づけられる現行の部門別管理のシステムを根本的に改造する。かわって、工業省・建設省・農業省の3つに統合された部門省のうえに、および、 Gosplan の各部門のうえに、最高国民経済会議 (BCHX) 型の機関あるいは単一の国民経済省を置き、經常的な管理作業から解放して、国民経済全体の長期的な基本的な全部門の計画・管理にあたらせる。これには、ソ連邦閣僚会議の役割の強化とそのスタッフ機関である Gosplan の機能の深化がともない、かつてのよう

な部門省間の調整に終止した部門間機関からいまや戦略的計画化委員会に変わらなければならない。

クラシビリのような展開が、国民経済のレベルや企業のレベルでの再生産過程の実体的な内容、そしてそれらにおける諸連関を媒介する計画・管理の機能の内容とむすびつけられていくとき、「経済的メカニズム」論と「政治的システム」論との本格的な連動関係がみられるようになるのではないかと、思うのである。

- 26) Л. И. Загайнов, *Социалистическое государство и законы экономики*, 1975.
- 27) 「経済的メカニズム」と「経済政策」の関係については、その他に、Л. И. Абалкин, *Хозяйственный механизм и экономическая политика партии, Вопросы экономики*, 1981, 1. Л. И. Абалкин, *Политическая экономия и экономическая политика*, 1970. を参照。
- 28) これらの包括的な整理は、宮鍋熾「社会主義経済の諸類型」、『経済研究』第29巻3号, 1978年7月。また、古河幹夫「社会主義方法論再考」、『社会主義経済研究』第2号, 1984年4月, をも参照。
- 29) ポーランドの「経済機能システム」論の史的展開については、竹浪祥一郎「ポーランドの1956~57年の経済改革テーゼ」、『桃山学院大学経済学論集』第9巻3・4合併号, 1968年6月, 同「ポーランド計画管理制度をめぐって—経済学者の学説を中心に—」、『経済研究』第19巻4号, 1968年10月, 井手啓二「社会主義企業の組織・管理」(今井俊一編著『現代企業の組織と管理』第7章, ミネルヴァ書房, 1977年), 岩田昌征『現代社会主義の新天地』日本評論社, 1983年, などを参照。この節でのポーランドの文献にかんしては、井手啓二氏の御教示と御貸与にあずかった。記して厚く感謝したい。
- 30) W. ブルス, 鶴岡重成訳『社会主義経済の機能モデル』合同出版, 1971年。
- 31) W. Brus, *Socialist ownership and political systems*, 1975. W. ブルス, 大津定美訳『社会化と政治体制』新評論, 1982年。
- 32) 拙著『社会主義的所有と価値論』青木書店, 1976年, および本論文4章2節, を参照。
- 33) 藤田勇「現代社会主義論の状況と課題」(『講座・史的唯物論と現代』6, 社会主義, 青木書店, 1979年, 19, 22ページ)。なお, モデル論についても次のように述べられている。「この種の議論においては『国家主義的』モデル, 『自主管理』モデル, 『集権モデル』, 『分権モデル』などの『モデル』論がよく用いられるのであるが, それはみぎのことと密接に(方法的に)関連しているように思われる。そこで論じられているのは, 経済管理の制度的形態, いいかえれば物の占有・使用・処分をめぐる人びとの意思決定(もしくは諸決定の連関)の形態には

- かならず、さまざまな制度的形態の有効性(経済的機能)の比較にはかならない」(同上論文, 19ページ)。
- 34) W. Brus, *The economics and politics of socialism*, 1973. (W.ブルス, 佐藤経明訳『社会主義における政治と経済』岩波書店, 1978年)の第7章。
  - 35) 大江泰一郎「社会主義と官僚制」(『講座・史的唯物論と現代』6, 社会主義, 青木書店, 1979年, 251ページ)。
  - 36) 同上, 249~250ページ。
  - 37) Bohdan Gliński, *System of central management of the socialist economy and its evolution*, *Oeconomica polona*, 1979, 1. (ボフダン・グリニスキ, 井手啓二・中西一正訳「社会主義経済の中央管理システムとその展開」, 『立命館経営学』第18巻3号, 1979年9月)。
  - 38) 同上邦訳論文, 「訳者はしがき」, 64ページ。
  - 39) *Economic reform in Poland, premises and main directions*, *Oeconomica polona*, 1981, 2, p.138.
  - 40) 田中雄三「ポーランドにおける経済改革の理念と実現情況」, 『竜谷大学経済経営論集』第23巻1号, 昭和58年6月。井手啓二「ポーランドの計画経済体制と社会主義企業」(笹川儀三郎・海道進・林昭編『社会主義企業の構造』ミネルヴァ書房, 近刊, 草稿の途中で参照を許され教示をいただいた井手啓二氏に厚く感謝したい)。